

平成 28 年 3 月

江南市議会総務委員会会議録

3月9日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

---

平成28年3月9日〔水曜日〕午前9時00分開議

---

本日の会議に付した案件

- 議案第11号 江南市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第12号 江南市職員の降給に関する条例の制定について
- 議案第13号 江南市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第15号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 江南市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 江南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 江南市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 議案第21号 江南市戦略計画審議会条例の一部改正について
- 議案第22号 江南市市税条例の一部改正について
- 議案第23号 江南市情報公開条例の一部改正について
- 議案第24号 江南市個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第26号 江南市行政手続条例の一部改正について
- 議案第27号 江南市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 議案第28号 江南市火災予防条例の一部改正について
- 議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第5号）
- 第1条 歳入歳出予算の補正のうち
- 総務部
- の所管に属する歳入歳出
- 市長政策室
- の所管に属する歳出
- 第2条 繰越明許費のうち

情報セキュリティ強化対策事業

第3条 地方債の補正のうち

情報セキュリティ強化対策事業

議案第39号 平成28年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

危機管理室

市長政策室

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費のうち

公共施設再配置計画策定事業

業務継続計画策定事業

第3条 債務負担行為

第4条 地方債のうち

臨時財政対策債

第5条 一時借入金

第6条 歳出予算の流用

---

出席委員（8名）

委員長	鈴木 貢 君	副委員長	伊藤 吉弘 君
委員	森 ケイ子 君	委員	福田 三千男 君
委員	古池 勝英 君	委員	稲山 明敏 君
委員	山 登志浩 君	委員	幅 章郎 君

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 栗本浩一君 議事課主幹 今枝直之君  
主任 梶浦太志君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

危機管理室長 小塚昌宏君

市長政策室長 片野富男君

総務部長 佐藤和弥君

消防長 丹羽敏貢君

防災安全課長 山田順一君

防災安全課主査 蟹江雅紀君

防災安全課主査 古川雄一君

地域協働課長 坪内俊宣君

地域協働課副主幹 浅野武道君

地域協働課副主幹 大矢幸弘君

秘書政策課長 松本朋彦君

秘書政策課主幹 河田正広君

秘書政策課副主幹 酒井博久君

秘書政策課主査 間宮徹君

秘書政策課主査 八橋直純君

行政経営課長 村瀬正臣君

行政経営課主幹 平松幸夫君

行政経営課主査 梶田博志君

税務課長	石 黒 稔 通 君
税務課主幹	須 賀 博 昭 君
税務課副主幹	金 川 英 樹 君
税務課主査	前 田 昌 彦 君
税務課主査	近 藤 祥 之 君
税務課主査	栗 本 真由美 君

収納課長	村 田 いづみ 君
収納課主幹	稲 田 剛 君
収納課主査	横 井 貴 司 君
収納課主査	長谷川 崇 君

総務課長	古 田 義 幸 君
総務課主幹	茶 原 健 二 君
総務課副主幹	三 輪 崇 志 君
総務課主査	稲 波 克 純 君
総務課主査	横 山 敦 也 君
総務課主査	小 島 宏 征 君

会計管理者兼会計課長	大 倉 由美子 君
会計課副主幹	春日井 真由美 君

監査委員事務局長	岩 田 高 志 君
----------	-----------

総務予防課長	古 田 勝 己 君
総務予防課統括幹	谷 宣 夫 君
総務予防課主幹	高 島 勝 則 君
総務予防課副主幹	岩 田 利 光 君
総務予防課副主幹	尾 関 健 次 君

消防署長

加 藤 靖 之 君

東分署長

小 島 孝 修 君

消防署主幹

長谷川 久 昇 君

消防署主幹

斉 木 寿 男 君

○委員長 おはようございます。

ただいまから総務委員会を開会いたします。

初めに、市長さんがお見えでございますので、御挨拶をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○市長 おはようございます。

去る 2 月 25 日に 3 月定例会が開催されまして以来、連日終始、慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。私が公約として掲げさせていただいたところにつきまして、当初予算の中で多く反映をさせていただいております。何とぞ慎重に御審査をいただきまして、適切なる御決議をいただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ただいま市長さんのほうから御挨拶をいただきました。

余談ではございますが、いよいよあさって、東日本の震災ということで、ちょうど議会中に揺れたその当時、記憶もございますけれども、私どもの所管でございますので、またそんなことも含めて感慨深げな委員会になるかもしれませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の委員会の日程が、付託されております議案第 11 号 江南市職員の退職管理に関する条例の制定についてを初め 18 議案の審査を行います。

それでは、これより議事に入りたいと思ひます。

審査の順序についてはでございますが、付託順により行いますので、よろしくお願ひいたします。

委員会での発言については、会議規則第 114 条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願ひし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださいませよう、議事運営に御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただ

き、その間は退席していただいても結構です。

審査に入りたいと思います。

---

### 議案第11号 江南市職員の退職管理に関する条例の制定について

○委員長 最初に、議案第11号 江南市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、議案書の139ページをお願いいたします。

江南市職員の退職管理に関する条例の制定についてでございます。

はねていただきまして、140ページから141ページには江南市職員の退職管理に関する条例（案）を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○森委員 最初に、規則で定める事項という、規則をずっとこの間、この中で言っているんですけど、この規則というのはどういうもので、現実にあつたら出していただきたいと思うんですけど。

○秘書政策課長 条例の中で別途規則で定めるところがございまして、別に江南市職員の退職管理に関する規則のほうを定める予定ではおります。その中で、例えば任命権者への届け出が必要な職員が具体的にどういった職員かというところの指定とか、あと届け出が必要な際に、どういった事項を届け出るか、例えば氏名とか生年月日とか、そういったものを届け出るようにという項目を規則のほうで定めているものでございます。

○森委員 そうすると、例えば総務部長さんなら総務部長が退職した後、どういったところに行ってはいけないよというようなことが、この中には書かれるわけですか。

○秘書政策課長 再就職先については規制をするものではございません。どちらに就職するかということは、退職した職員の選択の中で決まるものでございまして、今回の条例で定めておりますのは、例えば就職先が営利企業で

あって、その営利企業の業務に関することを、その退職した職員が市役所で所属していた部署について、ある程度権限を持っていたところの所属部署に対していろいろな働きかけをするというようなことを禁じるものでございます。

○森委員　　そうすると、例えば建設会社に入ったと。そうすると建設会社でも、いわゆる総務部長ということでいくと契約に関するようなところ、要するに入札のあれをやる仕事とか、それはだめだけど、こちらで現場に行ってみると、仕事すると、これはいいよということになるんですか。

○秘書政策課長　　そのとおりでございます。

○森委員　　それでいいのかなというのがありますけどね。というのは、届出の書類にはそういうふうに書いているけれども、実際には今までの役職を生かしたような出番というのがあるんじゃないか。だから、一番確実なのは、そこに行かないというのが一番だと思うんですけど。

○秘書政策課長　　職業選択については保障されておるものでございますので、そこまでは規制できずに、今おっしゃったように、行った先に絡むような業務を市に対して働きかけを禁じておりますので、その人が培ったいろいろな能力を再就職先で生かして働いていただくことには問題はないのかなと。それは企業にとっても優秀な人材を採用したということによろしいのかなと思います。ただ、そういったものを市に持ち込まれるようなことがあってはいけないということで、こういった条例で規制しているものでございます。

○森委員　　実際に具体的に、例えば江南市で退職した方で、こういう例というのはあるんでしょうか。

○秘書政策課長　　現在、職員は、60歳の定年になりますと、ほとんどの職員が再任用になりますので、再任用職員は今回の条例とは関係ないものでございますので、あくまでも営利企業等ということでございますので、ですから過去にそれぞれ本当にあっても、1つの年に1人、2人あるかないかぐらいの感じでございます。

○森委員　　もう1つ、自分が退職する5年ぐらい前までにかかわった職種と、それから働き始めた企業の職種とが絡まないように、働きかけをするような、そういう絡まないようにというふうに理解すればいいんですね。

あともう1つは、離職後2年間、その職務上の行為というんですけど、2年間というのは短いんじゃないかなと思うんですけど。

○秘書政策課長 2年という期間が長いのか短いのかというところはいろいろ判断があるところでございますが、あくまでもうちが定めた2年間というのは地方公務員法の改正に伴ってしたものでございますので、よろしく願いします。

○福田委員 本会議のときに、東さんだったかな、議案質疑されましたときに、罰則規定はというようなことの質疑がありましたけれども、それに対して、そういったことはないというようなことを聞いたように覚えていますが、再度確認したいと思います。

○秘書政策課長 議会の中での議論の罰則規定につきましては、職員の部長・課長が退職後に市に対して届け出をすることは規定しておりますが、その届け出がなかった場合に10万円以下の過料を科すかどうかというところなんですけど、江南市においてはそういったところまでは科しませんよということでございます。

○福田委員 先ほど森さんのほうからもちよつと質問が出ましたけれども、これの改正が平成26年であったにもかかわらず、今回条例化するということは、やはり過去にこういった事例が、ここに書いてあるようなことが過去に起こっていたということを感じて、これを制定しないかということになったんじゃないかと思うんですけど、そういうことはないですか。

○秘書政策課長 今回、地方公務員法の改正で条例を平成28年4月1日の施行日といたすものは国の制定どおりのスケジュールで来ておりますので、国が指定されてからしばらくうちのほうが制定しなかったとか、そういうわけではございません。

法律は、先ほど委員がおっしゃったように平成26年でございますが、施行のほうは平成28年の4月1日ですので、それに合わせてうちのほうの条例も規定したということでございます。

○福田委員 そうということですか。平成28年の4月から国のほうでもやっていくからということで、江南市にそれに従ってやるということですか。わかりました。

○森委員　今のやりとりを聞いていてあれっと思ったんですけど、届け出をしなかった場合に本法のほうでは20万円以上の科料に処するというのがあるけど、江南市の条例ではないと。江南市の条例ではそのことは決めてないけれども、本法が適用されるということではないんですか。

○秘書政策課長　届け出についての罰則規定は条例で定めることができるようになっておまして、公務員法のほうで決められておる罰則は地公法の60条の関係でございますが、届け出はなく、そういった働きかけをした元職員については10万円以下の過料が処せられると。あと、市の職員もそういった働きかけに応じて不正な行為をした職員につきましては、1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということで、そういったものは地公法のほうで定められておりますので、よろしくお願ひします。

○森委員　わかりました。

　続けてそのことを聞いたかったんですけど、実際に口ききをした場合どうなのかということできくと、今言われた答弁の内容でいいわけですね。

○秘書政策課長　そうでございます。

○森委員　わかりました。

○山委員　この条例は、対象となるのは江南市役所の場合は課長以上の職員だけですか。全ての職員が対象になっているんですか。管理職だけ。

○秘書政策課長　働きかけ自体は職員全部にかかわるものでございまして、この届け出が必要とされているのが、江南市の場合ですと部長・課長職ということになります。

　あと、5年という期日がありますけど、この5年より以前、今回第2条のほうで定めておりますが、5年よりも前についての部長・課長職であったときの者についても対象になるということでございます。

○山委員　もう一度繰り返しますけど、この例えば第2条、第3条の対象者というのは部長と課長だけなんですか。

○秘書政策課長　そうでございます。

○山委員　それで今、課長さんに答弁いただいたように、5年前かどうか、それ以上かどうかは別としても、要するに課長になった時点でこの規制の対象になるということなんですね。

○秘書政策課長 影響力の大きさを考えて、課長職になれば、たとえ5年より、例えば50歳で課長になった場合、そこから働きかけの禁止の対象の職員になるということでございます。

○山委員 この条例は働きかけをしてはならないということと、あと営利企業に再就職した場合の届け出ということは第2条、第3条だけですけれども、地方公務員法の一部改正の中には、条例で元職員のOBの再就職先の状況の公表についても規定をしているんですけれども、今回はこの規定がないんですが、都道府県ですとか政令指定都市はほとんど再就職の状況についての公表を行っているんですけれども、この規定をしなかった理由というのは何かありますか。

○秘書政策課長 退職管理の条例では、こういった規制についてを定めた条例でございまして、公表につきましては、この後に御議論いただきます議案第18号ですね、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正の部分で新たに職員の退職管理の状況というところが追加されておりますので、公表対象にはなりません。

○委員長 山委員、よろしいですか。

○山委員 これは、人事評価制度の問題とは全くリンクしていない、関係ないですか。議案第11号については。

○秘書政策課長 退職管理と人事評価とは関連性はございません。

○山委員 わかりました。

○委員長 ほかに御質問、よろしかったでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 そうしましたら、質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時20分 休 憩

午前9時21分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

簡易採決にて議案第11号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第12号 江南市職員の降給に関する条例の制定について

- 委員長 続きまして、議案第12号 江南市職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

- 秘書政策課長 それでは、議案書の142ページをお願いいたします。

江南市職員の降給に関する条例の制定についてでございます。

はねていただきまして、143ページから144ページには江南市職員の降給に関する条例（案）を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いたします。

- 委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

- 森委員 第1条で、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとするというふうにあるわけですが、意に反する降給がされることに対して職員が反論したり弁明をする、そういう機会というのはこの中にはないように思うんですけど、どうなんでしょう。

- 秘書政策課長 今回のこの降給は分限処分の一つでございます。分限処分につきましては、処分があった日から起算いたしまして3カ月以内に江南市の公平委員会のほうに審査請求をすることができますので、そちらでの議論になってくると思います。

- 森委員 3カ月。

- 秘書政策課長 はい。これまで60日だったんですけど、今回、行政不服審査法の関係で3カ月になっております。

- 森委員 それと今回、これを見ると、職員の能力評価、業績評価、そういうものが最下位の段階である場合に、あるいは勤務実績がよくないと認められる場合に、それからその状態が改善されないときに、職務の級に分類され

ている職務を遂行することが困難であると認められるときといろいろ書いてあるんですけど、これが全部当てはまった場合に、この対象になるのか。

それからもう1つ、この能力評価とか、業績評価とか、こういうのはどこでどう判断がされるのか、教えてください。

○秘書政策課長　今回、第3条に規定いたしております降格の関係で、今おっしゃった評価の関係でございますけど、能力評価、業績評価の中で全体評価と書いておりますが、こちらの全体評価が、現在、江南市の場合におきますと5段階で職員の評価をしておりまして、その中の最下位の段階ということでございますので、5段階評価で一番最下位の1ということになります。その1をとる職員に対して、上司とか職場の職員がいろいろな指導等を行うことによって能力の向上を図ったにもかかわらず、さらに翌年もまた1になってしまったとか、そういった場合においては、こういったものを適用することができるということになっておるものでございます。

評価につきましては、年度初めにまず職員が年間の目標とかを定めまして、その目標に応じて仕事を、どれだけやれるかというところも勘案いたしまして、上司のほうがその職員の勤務実績とか、そういったものについての評価をさせていただきます。

○森委員　その5段階評価というのは、相対評価ですか、絶対評価ですか。

○秘書政策課長　これは絶対評価でございますので、1をとった職員はおりません。

○森委員　現在においては1をとった職員はいないと。そうすると逆に言うと、現在はこれに当てはまる職員はいない。

○秘書政策課長　現在も、これまでも過去にもこういった職員はありません。

○森委員　それともう1つ、今言われた評価の基準というのは、年度初めに全員が目標を持つんですか、一人一人が。それを上司に、課長ぐらいまでに提出をするという、そういうシステムになっているんですか。

○秘書政策課長　当然、職員は与えられた職務に対して目標を持って仕事をするということが必要でございますので、年度初めに目標を立てて、それを所属長である課長と面談をしまして、その内容が適切かどうか、低過ぎる、高過ぎる、いろいろございますので、所属長がその職員の能力に応じた目標

であるかどうかを判断して決定させていただくものでございます。

- 森委員　　もう1つすごく気になるのは、この第3条の2のほうですけど、職制もしくは定数の改廃または予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合というのは、かつて夕張市なんかが一気にたくさん職員を減らした経緯があるんですけど、こういう事態というのはどういふことを想定してこんなことを、こういうことをわざわざここにうたわなきゃいけないのかということですけど。
- 秘書政策課長　　通常では想定できないようなことがこちらに規定してあるものでございまして、ゼロ%ではないというところの中でこういった規定があるのかなというふうに感じておるところでございしますが、通常の行政運営を行っている中では、こちらに該当するようなことは起こらないというふうには思っております。
- 森委員　　だけど、それだったら書く必要ないんじゃないの。
- 秘書政策課長　　こういったものは、確率が先ほど言いましたようにゼロではないもんですから、もしそのような状況になったときに、それにもたれるものがないと、市のほうとしても行うことができなくなりますので、そういったところの意味も含めて定めてあるものと理解しております。
- 森委員　　これは準則か何かがあって、それに沿ってつくっているんですか。
- 秘書政策課長　　県の準則に従っているものでございます。
- 山委員　　今、この話が出ましたので、引き続きこの(2)のところを伺いたいんですけど、これは降格の事由ですから、首になるわけではないんですけども、分限免職とか分限休職とかというのものもあるわけですよ、分限処分の中には。それは別の条例か何か根拠になる法があるんですか。
- 秘書政策課長　　分限につきましては4種類ですね、免職、降任、休職、降給とあるわけですが、地公法の第28条において、そのあたりは規定はしてございます。
- 山委員　　地方公務員法の中に根拠があるということですけども、さらにこの降給に関しては条例を制定しているわけですね、今回。その理由は何があるんですか。
- 秘書政策課長　　事由としましては、議会の中でも少し議論があったんです

が、降格というものの規定が今回明確になったことによりまして、こういったものを定める必要が生じました。これまでは、降任と降格というものが同じような意味合いで捉えられておったものでございますから、ここを明確に分けることによって、降格は分限の種類の中の降給の中に含まれたということで、こちらが新たに規定をされたものでございます。

○山委員　　今回は、この第1条に趣旨がありますように、分限事由の一つとして、人事評価ですとか勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよろしくない場合ということで明確化するわけですけれども、そもそもの話なんですけれども、この人事評価制度ですかね、これは江南市では大分前から導入されているんですか。今回の人事評価というのは。

○秘書政策課長　　江南市におきましては、済みません、はっきりとは覚えておりませんが、平成17年、平成18年あたりから、当初試行から入りまして、2年ほどの試行を経て、本格的な実施に入っているものでございます。

○山委員　　そうすると、この人事評価制度は、まだ自治体によっては導入をしていないところも市区町村では少なからずあるかと思うんですけれども、ただそもそもの話なんですけれども、これはここでは何とも解決しがたいことなんですけれども、労働基本権が皆さんの場合は制約されているわけで、そうした中で人事評価制度というものが半ば一方的に導入されているわけですので、そうしますとその評価が当局側の一方的なものになりかねない、そういうおそれもあるわけで、働く皆さんがその評価を気にする余りに労働強化に追い込まれるようなことも懸念されているわけなんですけれども、この点についてはどうお考えでしょうか。

○秘書政策課長　　そもそもこの人事評価というものが、これは職員に成績をつけて順序立てするというようなものを目指しているものではなくて、職員の人材育成に生かしていきたいという目的の中から取り入れられているものでございまして、先ほども言いましたが、年度初めにきちんと目標を話し合った上で決める、それを進捗管理も上司と一緒にやると。最終的には、また1年間の成績といいますか目標がどれだけできたかとか、そういったものを確認する意味での面談も行います。そういった中で、所属長のほうがその職員に対しまして、こういうところができていたとかできていないとか話をし

まして、もっとこういうところをすると伸びるよとか、そういったその職員を伸ばすために、こういった制度を取り入れておるものでございますので、よろしく申し上げます。

○山委員　　もう1つだけ伺います。

この人事評価制度というのは、労使交渉の対象となるのかならないのかということを確認させてください。

○秘書政策課長　　勤務条件ではございませんので、これを職員組合のほうが了承しないとこれが取り入れられないかということ、そういったものではございません。ただ、こういったものをやるに当たっては、当然のことながら職員組合ともいろいろ議論を重ねた上で導入したものでございます。

○山委員　　答弁は結構ですけど、労使交渉の対象にはならないということですが、個々の職員の身分にもかかわりますので、職員の理解、合意ということはぜひ大切にしていきたいと思えます。以上です。

○森委員　　今の点、ちょっと確認をしたいんですけど、人事評価制度については職員組合との協議は必要ないということですけど、今回の条例については職員組合との協議、あるいは了承というのは得ているのでしょうか。

○秘書政策課長　　これは、分限処分の一つを新たに追加したものではなくて言葉の明確化を図ったものでございますので、特に新たに協議事項として追加されるものではないと思っております。

○森委員　　ただ、まさに身分にかかわることですので、その辺のところはきちんと協議をしておいたほうがいいと思えますけど。後からでも結構ですけど。

○伊藤委員　　1点だけお聞きしたいんですけど、第3条とか第4条にも出てくるんですけど、適格性欠いた場合において、勤務成績がよくない場合においては当然指導をされて、何回でも、それによって改善されないということで、こういうのを適用されるということなんですけれども、ここに書いてありますように、指導その他の市長が定める措置と書いてありますけれども、その市長が定める措置というのはどういったものでしょうか。

○秘書政策課長　　職場内だけでの指導とか研修で物足りない場合は、あるいは外部での研修を行うとか、そういったことも想定してのこういった規定で

あります。

○伊藤委員 外部の方にもそういう指導をしていただくということですか。

○秘書政策課長 それは該当する職員の状態に応じてということですので、あらゆる手段を講じて少しでも職員の能力向上につながるような措置を講ずるという意味合いでございます。

○伊藤委員 もう1点だけですけれども、例えば一つの例をとりますと、勤務評定の中で5段階ということで1という職員がいました。今、1の職員はいないということなんですけれども、1の職員ができた場合において、いろんな指導とか、その他いろんな措置を行ったけれども改善されなかった場合においてこういう条例を適用すると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○秘書政策課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかに委員さんの御質問等、よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時39分 休憩

午前9時39分 開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第13号 江南市行政不服審査会条例の制定について

○委員長 続いて、議案第13号 江南市行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 議案第13号につきまして御説明申し上げますので、議案書の145ページをお願いいたします。

平成28年議案第13号 江南市行政不服審査会条例の制定についてでございます。

はねていただきまして、146ページには江南市行政不服審査会条例（案）を掲げております。

続きまして、別冊の平成28年江南市議会3月定例会議案参考資料をお願いいたします。

参考資料の5ページには、江南市行政不服審査会条例の制定についての参考資料を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○山委員 今回、行政不服審査法が全面的に改定をされて、これを受けて条例を制定するというところで、新たな制度のほうが従来の制度よりもわかりやすいし、国民の権利を守るということにもつながるかと思うんですけども、ちょっと気になるのが、審査庁の内部で審理する審理員というものを新たに設けることになっておりますけれども、実際にどういう方がこれを務めるのか、1人でいいのかどうかとか、その辺もどうお考えでしょうか。

○総務課長 審理員につきましては、実際に処分に関与していない職員を審査庁であります市長のほうが指名していくものとなっております。人数につきましては、今のところ1人と考えております。

○山委員 審査会は公平な判断、中立の立場で公正にということですが、この審理員というのは内部の職員ですよね。ですから、中立・公正な判断ができるのかどうか、そこまでの役割が期待されているのでしょうか。どうでしょう。

どうしても役所の論理で、身内に甘いと言ったら語弊があるかもしれませんが、役所寄りの判断に傾くような可能性もあると思うんですけども。

○総務課長 審理員につきましては、実際に処分の審査請求が出されていない

い課の、今のところでいいますと課長もしくは主幹職の者を充てる予定でありまして、その者につきましては、公正・中立、客観的な判断をしていただくように努めていただくことになるかと思えます。

○山委員　　そうしますと、最終的に裁決をするのは、市役所の場合だったら市長ということですがけれども、行政不服審査会のメンバーと同レベルの中立性・公平性というのが求められているんですか、審理員に対しては。

○総務課長　　審理員につきましては、先ほども申しましたように、市の職員で処分に関係してない職員となりますので、その職務において公正・中立性、客観性を持って判断してもらうことになるかと思えます。

○山委員　　今回の提案では、審査会の委員は5人以内で組織をして、公正な判断ができて識見を有するということが条件とされておりますけれども、具体的な人選はどうお考えでしょうか。

○総務課長　　今現在考えておりますのは、5人の委員さんでお願いしようと思っております、お名前はちょっと申し上げられませんが、職業的には、司法書士、弁護士、県の職員のOBの方、大学教授、病院関係者の5人の方でお願いしようかと考えております。

○山委員　　もう1つだけ、この参考資料の一番下段のところに開催予定回数は年3回から5回ということで記載されていて、それを前提とした予算措置も新年度の予算でされていると思うんですけれども、余りこういうことはないほうがいいと思うんですけれども、不服申し立てが年間数件ぐらいはあると、あるいはこれまでもあったと、そういう前提でお考えなんですか。

○総務課長　　詳細についてはちょっと把握しておりませんが、各課のほうに照会いたしましたところ、年間1件から2件程度あったようですので、開催予定回数につきましては年間3回から5回ということで記載させていただいております。

○森委員　　そうすると、不服申し立てじゃなくて審査請求をする先はどこになるんですか。例えば、税金に関することだったら税務課に出す。そうすると、審査会を開催するのは、審査会の前だな、審理員が判断をしてという手続に入っていくのはどこがやるんですか。出すのはそれぞれのところに出すんだね。

- 総務課長 審査庁のほうになります。
- 森委員 審査庁というのは市長。
- 総務課長 市長名になります。
- 森委員 市長名で出しますでしょう。市長がやるわけじゃないから、実際には。市長に出すんですけど、それを直接処理する、処理というのかな、受けるところはどこになるんですか。
- 総務課長 審査庁になります税務課です。
- 森委員 税金に関することだったら税務課、例えば生活保護だとかそういう関係ですと福祉課に出すわけですよ。
- 総務課長 そのとおりでございます。
- 森委員 それで、その審理員というのは、それを受け取った税務課なり福祉課なりが審理員を決めて、言ってみれば事前の審査のようなことをやるわけですか。
- 総務課長 そのとおりでございます。審理員が指名されますと、審理員が審査請求をした者または今回ですと今の税務課とか両方の意見を聞きまして意見書のほうを作成します。その意見書を作成しましたら、今回の行政不服審査会のほうに諮問いたしまして答申をいただきます。その答申に基づいて裁決に至るものでございます。
- 森委員 その審査会を開催するのはどこがやるんですか。総務課がやるんですか。審査会を開く手続というのどこがやるんですか。
- 総務課長 手続につきましては審査庁のほうがやりますが、総務課のほう行政不服審査会の事務局になっておりますので、総務課のほうで。
- 森委員 事務局でやる。
- その結論というのは、審査請求の期間は現行の60日が3カ月に延びたというんですけど、逆に今度は結論のほうというのは大体どのぐらいまでに出さなきゃいけないというのはあるんですか。
- 総務課長 審理期間につきましては明確にはなっておりませんが、これまでに比べまして、行政不服審査委員会にかけたり、あと口頭意見陳述等ができることになりましたので、これまでよりは時間がかかるのかなあとは思っております。

- 森委員　　そうすると、意見陳述などもそこでやれるようになりましたという  
ことで、不服申し立てというものに対しては、かなり意見を述べる機会は  
今までよりもむしろ保障されるということになりますかね。
- 総務課長　　そのとおりでございます。
- 森委員　　あともう1つ、ほかのところを見た、今までは行政訴訟というよ  
うな場合には、きちんと審査請求だとか、そういうことをやらなきゃいけな  
いということになっていたわけですけど、今度はそういうことがなくても、  
逆に行政訴訟などについては起こせるようになるんですか。
- 総務課長　　訴訟につきましては、この審査請求をしてからでも、審査請求  
を飛ばして訴訟に行くことも可能でございます。
- 森委員　　可能になったと。前は必ずそれをしないとできないということが  
あったと思うんです。監査請求ですかね。
- 総務課長　　そちらにつきましては個別法、いろんな法律のほうに規定がご  
ざいますので、一概に申し上げることはできません。
- 森委員　　一番問題は、さっき山さんも言われた審理員という人ですけど、  
公正・中立、客観性と言われても、職員の中から選んだら、幾らほかの職の  
人であっても同じ市役所の内部の人なもんだから、これで本当に客観性だど  
か公平性だとかが担保されるんだろうかという疑念が湧くんですけどね。一  
般の市民からしてもそうじゃないかと思うんですけど。
- 総務課長　　審理員の行いました審理結果につきましては、今回の行政不服  
審査会のほうでも適正かどうかという判断をしていただくことになっており  
ますので、よろしく願いいたします。
- 森委員　　審理員そのものが適切かどうかの判断をする。
- 総務課長　　審理員ではなしに、審理員が判断しました案でございます。
- 森委員　　内容。
- 総務課長　　はい。
- 森委員　　それについては、要するに偏っているんじゃないかというような  
ことも審査会がやると。審査会の判断で、そのところは偏ったような報告  
書が提出されたら、それはちょっとおかしいんじゃないのということになる  
よと。そういうふうに見れば見られるんですけど、審査会が審理員がこうい

うふうに判断しているからといって、それをうのみにしないでもないわね。

○総務部長　　今、森委員からの御指摘というのは、議案質疑の中でも東議員からもありました。もともと国が設けた制度を市町村、県レベルでもやっていきましょうという中で始まったもので、まず言えるのは、今までは例えば税の話でも、評価額以外のものというのはもともと税務課に今までも出していました。それを税務課の中だけでの評価、いわゆる税務のプロとして、この評価が適切かどうかという目線で見えておりました。それをまず一つの改正として、市の内部ですけれども、同じ処分を行った処分庁である担当課がまず審査するんじゃないかと、それは受理するけれども、市の内部で審理員というのを設けて行くと。これは私たちも行政のプロでございます。それなりの今までの経験と知識を持つ課長職、主幹職を充てますので、まずは一つは対応する方に対する改善点の一つとして考えております。

ただ、東議員からも御指摘いただきましたけれども、いろいろ制度を整理する中で、これが愛知県とか県レベルでありますと、それぞれの部局にいわゆる庶務担当課というものがあります。ですから、こういうことというのは非常に取り組みやすい環境があります。逆に言うと、江南市は10万都市ですけれども、3万、1万何という町村もございます。町村でこれをやるということは本当に大変なことかと思っています。そういったことを乗り越えてあくまでも法制度で、これが不服のある市民の皆さんの役に立つような制度にしていけないかんもんですから、この審理員につきましてもそれぞれしっかり私どもで、総務課のほうでもしっかりかかわって調整し、今後、審理員が1人でいいかということにつきましても、いろいろこれから制度が始まると国のほうでも議論が出てくると思います。その辺を私どももしっかり見据えて今後対応していきたいと思っておりますので、今、森委員のおっしゃることはよくわかりますので、しっかり対応していこうと思っております。

○森委員　　実際、1人で判断するというのはかなり難しいことじゃないかなあというふうには思います。

あと、本会議で質疑があったもう1点は、課長さんなどについては、主幹や課長ということでしたけど、事務分掌との関係でどうなのかということと、もう1つは、逆に言えば全く違う部署のことについて審査するわけなので、

そんな突然審理員に指名されても困っちゃうわけですけど、その点はどうなんでしょうか。

○総務課長 事務分掌の件につきましては、市長のほうから職務命令という形で出されますので問題ないかと思っています。

もう1点、突然指名されて困るんではないかというお話なんですが、そちらにつきましては、審理員を指名するに当たりまして、過去の職歴等を鑑みまして適正な者を指名していくということと、あと今回、来年度から実際に制度のほうが始まるんですが、総務課のほうも一緒になって適正な事務が進めていけるようにしていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員 1点だけ御質問させていただきたいんですけども、平成28年の4月1日から設置ということで、既に審査会の委員はある程度決定されているというふうには思っているわけですけども、その委員に選考するに当たっては当然過去の実績から、法律また行政に関し、すぐれた見識ということで、先ほど言われた県のOBとか、大学教授とか、病院の先生と言われたんですけども、この審査会もそうなんですけれども、審理員もそうなんですけれども、このメンバーというのは公表されますか、市民には。それだけちょっと知りたいんですけど。

○総務課長 委員さん等のメンバーにつきましては、平成28年度の早い時期に第1回の委員会を開く予定でおりますが、その委員会の場におきまして委員さんに諮りまして検討してまいりたいと思います。

○伊藤委員 委員さんが例えば公表してもいいと言われた場合においては公表すると、してほしくないと言われた場合には公表しないと、そういうふうの判断でいいでしょうか。

○総務課長 今のところそのように考えております。

○山委員 そこまで聞くつもりはなかったんですけど、当然公開されるものだと思っていまして、附属機関ですよ、これ。附属機関で、市民の権利ですとか、福祉の給付だとか、そういったことにかかわることを判断するので、会議の内容は個人情報だとかいろいろ微妙な問題を扱うので、その部分はクローズになっても仕方がないんですけども、基本的にメンバーは公開だと

思いますし、公開されては困るというような人だったら、やめてもらって結構だと思いますので、そんな人にやってもらわなくて結構ですので、これは必ず公開でないと困ります。

○総務課長 そのように検討してまいります。

○委員長 ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時03分 休 憩

午前10時03分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第15号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正  
について

議案第16号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第15号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案第16号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてと関連がありますので一括審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

[発言する者あり]

○委員長 15号と16号、関連があるということで。

それでは、御異議なしということよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 よって、議案第15号、議案第16号を一括して審査いたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、議案第15号及び16号につきまして、改正内容が同じでございますので一括にて説明させていただきます。

議案書の151ページをお願いいたします。

江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、152ページには江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）を、153ページに新旧対照表を掲げております。

続きまして、議案書の154ページをお願いいたします。

江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、155ページには江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を、156ページには新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時06分 休 憩

午前10時06分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれ議案ごとに行います。

まず、議案第15号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、次に議案第16号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第17号 江南市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第17号 江南市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長 それでは、議案書の157ページをお願いいたします。

江南市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、158ページには江南市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を、159ページから161ページには新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○森委員 年金の支給の率に応じて傷病補償年金ですとか、いろいろ出す割合があるんですけど、0.86から0.88とあるんですけど、この意味がよくわからないので教えてください。

○秘書政策課長 そもそも今回の改正でございますけど、労働者災害補償保険法、そちらのほうで労災年金に乗じる調整率が変更となったものでございまして、それに伴いまして地方公務員の災害補償法のほうも改正が行われました。それで、この地方公務員災害補償法の中で、これで補償されるものの

中で傷病補償年金と同一の事由によります厚生年金法によります障害厚生年金が併給される場合、そういった場合におきまして調整率がこれまで0.86であったものが、先ほどの労働者災害補償保険法の改正に準じまして「0.86」を「0.88」に改正するという調整率の変更の部分でございます。

- 森委員 併給ということは、もう一遍済みません。厚生年金と何が。
- 秘書政策課長 障害厚生年金を受けている場合に新たに地方公務員の公務災害の対象になった場合、両方を満額もらえるというわけではないものですから、その分は減額調整という形がとられるものでございます。
- 森委員 かなり、そうすると逆にいいね。両方もらえることになるでしょう。両方もらえて片方が0.88しかだめですよ。普通こういう場合というのはもっとかなり厳しい、6割ぐらいに減っちゃうんだけど。そういう理解でいいんですかね。
- 秘書政策課長 そうですね。率の大きい少ないはちょっとうちのほうでは述べるできませんが、法律の改正に伴いまして準じておりますので、よろしくをお願いします。
- 福田委員 これって人事院勧告の給料のことと関連しているということはないんですか。
- 秘書政策課長 人事院勧告とは別に、こちらは年金の関係でございますので、通常の物価スライドとか、そういったものの中での判断というふうに理解しております。
- 委員長 ほかによろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

- 委員長 それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時13分 休 憩

午前10時13分 開 議

- 委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第18号 江南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第18号 江南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 秘書政策課長 それでは、議案書の162ページをお願いいたします。

江南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、163ページには江南市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）を、164ページには新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

- 森委員 先ほど議論した2つがここに入ってきているわけですが、これって大体どこまで職員の人事評価の状況、降給に関するということだと思っておりますけど、その場合に例えばあった場合に1人とかいうような形で、その内容まで詳しく書かれる、どこまで書かれるんですか。

それから、退職管理のこれについても、例えば届け出があったのが何人とか、こんな形で公表されるんですか。

- 秘書政策課長 降給とかそういった分限処分につきましては、既に公表対象になっておりまして、その中では人数を明記しております。分限処分が江南市において何人あったかという形になりますので。

- 森委員 4項かな。

- 秘書政策課長 そちらですね。あと、退職管理の状況については、こちらで公表するということにはなっておりますが、どこまで公表するかとか、そ

ういった様式については、まだ国のほうから届いておりませんので、国の様式が来たら、その部分については記載して公表はさせていただく予定でおります。

○森委員 分限というのは今度は第5項になるのかなあとと思うんですけど、そうすると職員の人事評価の状況、今までだと勤務成績の評定の状況と、旧のほうがそういうふうになっているのが、人事評価の状況というふうになってきて、研修は研修で1本独立した形になっているんですけど、職員の人事評価の状況というのはどういう内容が載るんですか。

○秘書政策課長 これまでの勤務成績の評定の状況というものが、こちらが人事評価の状況というところが変わるということをございまして、まだこちらにも詳細が届いておりませんのでわかりませんが、現況の勤務成績の状況につきましては江南市においては人事考課をやっていますよということで、この人事考課のまず目的と評価区分ですね、5段階でやっている、そういったことを明記して公表しております。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時18分 休 憩

午前10時18分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第19号 江南市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第19号 江南市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長 それでは、議案書の165ページをお願いいたします。

江南市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、166ページには江南市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）を、167ページには新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結します。暫時休憩いたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時20分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第20号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第20号 江南市職員退職手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長 議案書の168ページをお願いいたします。

江南市職員退職手当支給条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、169ページには江南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）を、170ページには新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時21分　休　憩

午前10時21分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第21号 江南市戦略計画審議会条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第21号 江南市戦略計画審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長　それでは、議案書の171ページをお願いいたします。

江南市戦略計画審議会条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、172ページには江南市戦略計画審議会条例の一部を改正する条例（案）を、173ページには新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんでしよ

うか。

○福田委員 提案理由のところを読んでも、ちょっとよくわからん。前、戦略計画というそのもののあれが物議を醸しまして、戦略計画という名前がいいかということ、そういった意見が出てきたことを今覚えていますけれども、この「戦略」という言葉はよくないと、だから総合計画にしていくんだという考え方ですか。

○秘書政策課長 江南市の最上位計画という位置づけで、もともとは総合計画という名称でございました。現在の総合計画が戦略計画という名称にさせていただいたんですけど、そちらの議論の中で、今、委員がおっしゃったように、この「戦略」という言葉がどういった意味があるのかというところで、この中身に入る前の入り口の段階での議論から始まるということで、非常に市民の方にもわかりにくいという名称でもございましたので、そういったことも避ける意味合いもございまして、今回は改めて以前の総合計画という名称に戻すことによりまして、最上位計画の位置づけということでしっかり議論をしていきたいという形でございます。

○森委員 大それた目的が書いてありますけど、つくらなきゃならないからつくるのかなとは思いますが。

1つ、多分、総合計画ができ上がって実際に施行される、その時点で改正があるのかなと思うんですけど、市民自治によるまちづくり基本条例だとか、その条例の中に「戦略計画」という言葉が入っているんですけど、これはそのときに改正されるということですか。

○秘書政策課長 今御指摘のとおり、あちらの条例には戦略計画と書いてございますので、6月議会での条例改正を今のところ予定しておりますので、よろしくをお願いします。

○森委員 戦略計画は平成29年までで、平成30年から今度、この総合計画になるかなあと思うんで、そのときかと思ったんですけど、早目に出す、6月に。

○秘書政策課長 6月の予定でございます。お願いします。

○山委員 戦略計画から総合計画、以前のように戻すということは全く異論がないですし、そのほうが私もわかりやすいと思うんですが、この提案理

由のところ、人口減少社会に応じた新しいまちづくりの指針となるということで、修飾句で人口減少社会。まち・ひと・しごと創生総合戦略もつくるし、皆さんも残念ながら人口減少社会に突入していることはわかっているし、そうなっているんで仕方ないんですけど、わざわざ書く必要があるのかなと思ったんですけど。

○秘書政策課長　　これまでは市の人口とか、そういった予算の面においても常に右肩上がりでございましたので、人口が10年後にはこれだけふえるというような予測のもとで、そういった成長戦略的なものでやっておりました。それが今回は、これまでに想定していなかった初めて人口が減少に突入すると。これは避けられない事態でございますので、そういったことをこういった修飾語的に入れさせていただくことによって、これまでとは少し考え方が違う前提で中身の議論に入っていきたいというところも込めて、こういった形で掲上させていただきました。

○山委員　　今までは何でも右肩上がり、プラスプラスで総花的にハッピーハッピーみたいな感じのものが多かったんですけども、現実を受けとめたものにするということですけど、ここまで書く必要はあったのかなという気はしました。まあいいです、これ以上。

○委員長　　ほかによろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

午前10時27分　　休　憩

午前10時27分　　開　議

○委員長　　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

質疑の途中ではございますが、休憩を挟みたいと思います。  
暫時休憩します。

午前10時28分 休 憩

午前10時41分 開 議

- 委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
続きまして、引き続き審議を続行いたします。

---

### 議案第22号 江南市市税条例の一部改正について

- 委員長 議案第22号 江南市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 税務課長 それでは、議案書の174ページをお願いいたします。

江南市市税条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、175ページには改正する条例（案）を、176ページには参考資料といたしまして新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

- 委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休 憩

午前10時43分 開 議

- 委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

---

議案第23号 江南市情報公開条例の一部改正について

議案第24号 江南市個人情報保護条例の一部改正について

議案第26号 江南市行政手続条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第23号 江南市情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

議案第24号 江南市個人情報保護条例の一部改正について及び議案第26号 江南市行政手続条例の一部改正についてと関連がありますので一括審査したいと思いますと思いますが……。

[発言する者あり]

○委員長 議案第24号、26号。議案第23号、24号、26号です、ですから。3つ。

議案第23号、24号、26号、江南市情報公開条例の一部改正、江南市個人情報保護条例の一部改正、江南市行政手続条例の一部改正のこの3議案、これを一括審査したいと思いますので。

じゃあ、いま一度御確認差し上げますが、この3議案を一括審査したいと思いますと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[発言する者あり]

○委員長 まずは、この3議案を一括したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

じゃあ、改めてお伺いします。一括審査したいと思いますと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号、議案第24号及び議案第26号を一括して審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 議案第23号、議案第24号及び議案第26号を一括にて説明させていただきます。

初めに、議案第23号につきまして御説明申し上げますので、議案書177ページをお願いいたします。

平成28年議案第23号 江南市情報公開条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、178ページには江南市情報公開条例の一部を改正する条例（案）を、180ページには江南市情報公開条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

次に、議案第24号につきまして御説明申し上げます。議案書186ページをお願いいたします。

平成28年議案第24号 江南市個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、187ページに江南市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）を、189ページには江南市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

続きまして、議案第26号につきまして御説明申し上げますので、議案書206ページをお願いいたします。

平成28年議案第26号 江南市行政手続条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、207ページには江南市行政手続条例の一部を改正する条例（案）を、208ページには江南市行政手続条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○森委員　議案第23号の新旧対照表ですけど、第3章、審査請求及び審議会で審理委員による審理手続に関する規定の適用除外という項があります。これについて少し説明していただきたいと思えます。

○総務課長　現在の情報公開制度では、開示決定等に係る不服申し立てがあった場合は、江南市情報公開審議会に諮問した上で決定、裁決を行うこととなっております。こちらのほうの審議会ですが、行政不服審査会の委員さん

と同じように有識者で構成されておりました、実施機関とは別の第三者機関でありますことから、専門的、公正かつ適正な判断が確保されておると考えておりますので、今回の審理手続についての規定のほうから除外しております。

○森委員 審理手続に関する規定の適用除外で、開示決定等または開示請求に係る不作為にかかる審査請求については開示しないということ。

○総務課長 審理員のほうの審理手続のほうから除外ということでございます。

○森委員 審理員の手続から除外する。

○総務課長 審理員の手続ではなしに、情報公開制度のほうの委員会のほうで諮っていくということになります。

○森委員 情報公開をする、これが原則ですよね。これに対して審理員による審査請求、同じことを聞いてはいかんですけど。審理員による審査手続が出ました。これに対して、これは情報公開の対象にならないと、そういう意味じゃないんですか。

○総務課長 行政不服審査法におけます行政不服審査委員会と、あと先ほどの審理員の手続ですね、そちらのほうから除外されるということでございます。

○委員長 今の質問について、ちょっとかみ合わないところがあると思いますので、ちょっと整理をして、もし御当局のほうでわかれば、今、森委員さんの言っている意を酌んだところで整理してもらって答えてもらえばいいかと思うんですが。

○森委員 ちょっと休憩してもらっていい。

○委員長 じゃあ、暫時休憩します。

午前10時53分 休 憩

午前10時59分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございます。これをもって質疑を終結いたします。

す。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時00分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれ議案ごとに行いますので、よろしく願い  
いたします。

まず、議案第23号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異  
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま  
した。

次に、議案第24号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異  
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま  
した。

次に、議案第26号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異  
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま  
した。

---

### 議案第27号 江南市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部改 正について

○委員長 続いて、議案第27号 江南市消防団員等の公務災害補償に関する  
条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務予防課長 それでは、議案第27号の説明をさせていただきます。

議案書の211ページをお願いいたします。

江南市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部改正についてでございます。

212ページには江南市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）を、続いてはねていただきまして213ページには参考といたしまして新旧対照表を掲げてございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時02分　休　憩

午前11時02分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第28号　江南市火災予防条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第28号　江南市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら申し上げます。

○総務予防課統括幹　では、議案第28号を説明させていただきます。議案書の214ページをお願いいたします。

江南市火災予防条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、215ページから234ページには江南市火災予防条例の一部を改正する条例（案）を、235ページから267ページには参考資料といたしまして新旧対照表を、また別冊の議案参考資料をお願いいたします。

6ページには改正（案）の概要を掲げてございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○稲山委員　実際問題、改正の目的に書いてありますけれど、参考資料で施行後10年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきた現状を踏まえたためといった改正の目的がありますけれど、この当初想定していなかった設備というのは、多分下書いてあるいろいろな、グリルつきコンロだとか種類というのだと思いますけれど、実際問題、通例として、先ほども休憩中、森さんが言っておりましたけれど、一体どんなものなのか、一度、この当初想定していなかった設備及び器具というのはどんなものがあるのか、例を出していただいて説明していただくとありがたいんですけど。

○総務予防課統括幹　まず、ガスグリドルでございますが、グリルといいますのは直火によって主として放射熱で調理する機器、いわゆるコンロの下に入れてあります魚焼き器ではなく、グリドルといいますのは直火で加熱したプレート、網が鉄板なんです。その下にバーナーですね。主として伝導熱で肉や魚を調理する機器、それがガスグリドル。

今言われました電磁誘導加熱式調理器というのが俗に言うIH調理器でございますが、これは容量が大きくなったんです。今までは4.8キロワットが最大でしたが、5.8キロワットまで。ただ、5.8キロワットまでになったんですが、1口は最大3.3キロワット。

あと、器具に対しての離隔距離、安全距離にあっては変わりございません。側方、後方とか上方にありましては。

グリドルという商品が入ったのというのと、俗に言うIHの容量がちょっと変わったということでございます。

○稲山委員　もう1つ、表現の整理ということで、このドロップイン式という表現、組み込み型という、英語から日本語に変わったみたいなものなんで

すけれど、俗に言うビルトインということの解釈でよろしいのでしょうか。

○総務予防課統括幹 　それで結構かと思います。

○福田委員 　これって一般家庭に対して、僕はちょっと間違えていたけど、メーカーがこういうものをつくり出したもので、そういうことに対してかしらんとしたら、これは各一般家庭にも周知せないかんでしょう。今使っているのはそのままでいいの。

○総務予防課統括幹 　今使っていただいているのは、それで結構なんです。新しい商品、グリドルという商品が出まして、火災予防条例の今回改正、グリルじゃなくてグリドルになったよということなんです。

○福田委員 　そうすると、一般の家庭の人たちは別に気にしなくてもいいということですか。

○総務予防課統括幹 　そのとおりです。変わりません。変わりはありません。

○森委員 　参考資料にはグリドルというようなあれになっているんですけど、新旧対照表へ行くと風呂釜のこともいろいろ書いてあって、それこそ一般家庭での風呂釜。例えば普通、いろんな風呂があるんですけど、今、福田さんも言われたように、これが適用されるのは、業者に、こういうものをつくるとか設置するときにはこういうことを気をつけないかんよということか、一般家庭で何をどうするのかという、私たちからすると、私たちがこれを読んだってさっぱりわからないのに、一般家庭ではますますわからないわけですけど。例えば風呂とか、それ以外にまだ幾つかあるようですけど、どういうふうに扱われるんですか。風呂釜がどういうふうに変ったのかということと、どういうふうに今後扱われるのか。

○総務予防課統括幹 　お風呂等は変わってございません。今回の改正で、火災予防条例第3条及び第8条関係の別表3の改正になりましたということです。

○森委員 　何ページになりますか。

○総務予防課統括幹 　一番わかりやすく見ていただけますのは、参考資料、改正の案の概要が一番わかりやすいかなと思ってつくらせていただきました。

- 森委員 新旧対照表はなぜついているんですか、これ。
- 委員長 項ずれみたいなものか。
- 森委員 それだけのことか。
- 委員長 項ずれみたいなものだろ、これ。全部。肝心なやつは参考資料だね、一番。
- 森委員 あとは、いわゆる項ずれというやつ。

これによって業者に対して一定の指導があるのか、一般家庭なのか、どうなんですか。

- 総務予防課統括幹 施工業者さんにありましては全く変わっていません。
- 森委員 一般家庭も変わらないならいいけど。
- 総務予防課統括幹 距離等も変わりございませんので、離隔距離といいますが。
- 伊藤委員 1つだけちょっとお聞きしたいんですけれども、10年が経過して新しい設備が出てきたということで、省令の一部改正に伴って、今回、所要の整備を図るということなんですけれども、大体この新旧でどのぐらいの割合でシェアが新のほうに、どのぐらい旧と新のほうの大体割合というのは、わかれば教えてほしいんですけれども。制度の流れというか。

[発言する者あり]

- 伊藤委員 ふえただけで改正されたのか、当然ふえてきたから省令が変わったというふうに思うんですけれども、どのぐらいの新しい機種が、例えば1割か2割ぐらいになってきたのかという、その辺のところなんですけど。
- 総務予防課統括幹 ふえたということでありまして、展示場にありましても2割ぐらいは置いてあります、今のところ。そうまだ使ってみえるというお宅は聞いたことはないんですが。
- 伊藤委員 これから普及ということですか。IHはほとんどつけていますよね。容量が大きいのはまだないということですかね。
- 総務予防課統括幹 電磁誘導加熱調理器、俗に言うIHですが、これにありましては近年、入力が5.8キロワットであるIHが製品ラインナップの8割以上となっているためだそうです。
- 委員長 ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時14分　休　憩

午前11時14分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第35号　平成27年度江南市一般会計補正予算（第5号）**

**第1条　歳入歳出予算の補正のうち**

**総務部**

の所管に属する歳入歳出

**市長政策室**

の所管に属する歳出

**第2条　繰越明許費のうち**

**情報セキュリティ強化対策事業**

**第3条　地方債の補正のうち**

**情報セキュリティ強化対策事業**

○委員長　続いて、議案第35号　平成27年度江南市一般会計補正予算（第5号）、第1条　歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入歳出、市長政策室の所管に属する歳出、第2条　繰越明許費のうち、情報セキュリティ強化対策事業、第3条　地方債の補正のうち、情報セキュリティ強化対策事業を議題といたします。

審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査してまいりますので、よ

ろしくお願いいたします。

最初に、市長政策室秘書政策課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長　それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。議案書の345ページ、346ページをお願いいたします。

最上段の2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の公共施設整備事業基金管理事業でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○森委員　これ1億円積み立てて合計で2億円ということになるかと思うんですけど、目標は、いつまでに幾らというのはあるんですか。

○秘書政策課長　この基金は平成25年度に創設したものでございまして、平成25年度に5,000万円、平成26年度に5,000万円、今回1億円ということで、今のところ2億円ということでございますが、現在のところは幾らという目標を定めているものではございませんので、今後の検討事項になるかとは思いますが、どちらにしましても、こういった公共施設をいろいろつくるに当たっては相当な金額がかかりますので、ある程度の金額は積む必要があるのかなというふうには思っております。

○森委員　これは、公共施設の統廃合じゃなくて、今、古い施設の見直しの検討をやっていますね、計画の。これとは直接関係なくて、新設、新しい施設をつくるための基金ということで理解していいですか。

○秘書政策課長　今後想定されます既存施設の建てかえとか、そういったものに充当する予定でおります。

○森委員　何が想定されるかというのと、今は図書館、それからもっと急がなきゃいけないのが、給食センターが完全に老朽化しているんですけども、そういうある程度これをというものを持ってやっているわけではないんですか。

○秘書政策課長　今おっしゃいました図書館につきましては基金を別に設け

ておりますので、今回の基金を充当することはできません。それ以外の施設について充当の可能性があるのでございますが、これに充てますよという充当先も今のところは決まっていはいない状況でございます。

○委員長　ほかに各委員さん御意見がございましたら、また御質疑ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでございますので、次に総務部税務課についてを審査いたしたいと思えます。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長　それでは、税務課所管の該当箇所を申し上げます。

議案書の341ページ、342ページをお願いします。

歳入です。上段の1款1項市民税、1目個人及び2項1目固定資産税まででございます。

恐れ入りますが、別冊の補正予算説明資料をお願いいたします。

補正予算説明資料の4ページ、5ページの上段にかけまして、一般財源調べといたしまして補正額の内訳を掲載させていただいております。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

○森委員　これでほぼ市民税、固定資産税、全額ということで理解していいんですか。

○税務課長　そのとおりでございます。

○森委員　それで1億1,000万円、市民税だけでも9,000万円という金額がこの3月末の補正に出てくるということは、これは税務課というか財政のほうだと思っんですけど、これだけあるということは、有効に活用できる財源であるわけで、9月なり12月なりで補正を組んで、もっと今要望の強いような事業に投入していくということができた金額だと思っんですけど、国から来るのでなかなか決まらなかったという、後の消費税なんかもあるんですけど、市民税の場合にはもっと早く予測ができたと思っんです。それがなぜ、こんな年度末になって計上されてくるのかということなんですけど。

○総務部長 森委員御指摘のとおりの方がございますが、私どもはまず平成27年度の予算を立てるに当たりまして、当初予算で計上したもの、そして平成27年度中にどういった事業、いわゆる当初では上げられないけれども補正予算でどういった事業を上げるか、それから年度途中で突発的に突如補正をお願いしなきゃいけないものが出てきますので、それなりの財源推計をしております。

その中で今回、平成27年度につきましては、まず財源として一般財源を優先的に充てましたのが繰越金でございます。繰越金を充て、なおかつ財政調整基金を充当して、この12月までは行ってきました。それには交付税が少し多くなったとか、いろんな要素があるんですけども、その全てをまず使う優先順位を決めておりまして、まずは歳出をどれだけ必要かという中で、じゃあどの財源を一般財源として使っていくかということで、繰越金を充て、財政調整基金を充て、そして今回、市税を充当する。さらには、これは行政経営課の管轄になりますけれども、地方消費税交付金も予定より大きく上回ってきたということで、今回、基金への積み立て等々をお願いしたと、こんな状況でございます。

○森委員 財調なんかというのは、それこそ資金が不足してきたときに充てるものであって、まずは市税の見込みがこれだけできると、あるということがわかるわけですから、ちょっとやり方が違うと思う。

それともう1つは、一般質問のときにも盛んにいろいろ出ていましたけれども、地元からのいろいろな要望、道路の補修だとか、いろんな要求、要望が出ていても、お金がないということでなかなか進まないということがあるわけですけど、そういうものに対しても積極的に応えていくことができると思うんですよ。だから、特に市民税については優先的に活用していくということでないともまずいんじゃないかなあとと思いますけどね。

○委員長 これについては税務課とは違う部分がちょっとありますので、ほかの所管のところという。

○森委員 ほかで言えんからここで言っている。

○委員長 そのときに改めて問題提起していただきたい。

○森委員 それと、もう1つは、これだけ今現在で出てきているということ

ですけど、見込みは幾らでしたか、市民税については。当初の予算は。予定どおり。

○税務課長 平成27年度の当初予算で市民税の部分でいきますと、約52億6,000万円ということになっております。

○森委員 あえて伸びた、特別予測よりも伸びたということではないんですね。ほぼ予算どおり、予定どおりですね。2億5,000万円ですね。すばらしい。丸々使っていただきたい。以上。

○税務課長 当初予算からいきますと、個人の市民税のほうで9,014万1,000円のほうを補正で上げておりますので、当初と比べますと、この9,000万円が見込まれるというか、歳入としてふえて入ってくるというふうに今回見込んでありますので、補正予算を上げたということになります。

○森委員 所得割ですけど、所得割のもともとの予算が52億6,000万円。ちょっと私も持ってきてないでいかんですけど。均等割はまた別に何千万。

○税務課長 今の52億6,000万円とお伝えしたのが均等割と所得割が両方入っておりますして、その内訳といたしまして、均等割で約1億7,000万円、所得割といたしまして50億9,000万円……。

○森委員 52億円でしょう、合わせると。足し算をやれば52億だよ。

○税務課長 1億7,000万円が均等割で、所得割としまして50億9,000万円、合計で52億6,000万円。

○森委員 当初予算は、1億7,000万円と50億……。

〔「9,000万円」と呼ぶ者あり〕

○森委員 この既計上額という51億6,310万8,000円というのは、これは所得割だけではなくて均等割も入った既計上額ですか。ちょっと今、数字が合わないんです。もし既計上額というのが純粹に所得割だけのものであれば、1億7,000万円予定よりもたくさん入ってきているということになるわけですか。

○税務課長 3月定例会の初日に一般会計の補正予算で第4号というのをお認めいただいておりますして、その金額も足しますと1億6,300万円が、当初予算と比べますと、この開きが出てくると。

○委員長 暫時休憩します。

午前11時33分 休 憩

午前11時41分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き質疑を続行します。

休憩前の森委員さんからの御答弁を税務課長に求めます。

○税務課長 平成27年度の当初予算額といたしましては52億6,000万円でございます。それに対しまして平成27年度の決算見込みといたしまして54億2,500万円を見込んでおりまして、その差額として約1億6,500万円の見込み増となっております。

○森委員 今のは個人市民税だけですよね。そうすると、今回9,000万円補正されましたので、あと7,500万円ぐらいのさらに留保財源があるということでしょうか。

○税務課長 その差額でいきますと、7,300万円ぐらいあるんですけど、これは、先ほどもお伝えしたかもしれませんが、第4号という補正の4号のほうで補正増をお認めいただいている分になると思います。

○森委員 まあいいですけど、4号を含めた既計上額が51億6,300万円だと思うんで、もう一度また後で、私が間違っていたら間違っていると言っていたら結構です。

○委員長 それじゃあ今の森委員さんのことを含めて、また御当局、もし何かあれば後ほど御答弁願えればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それ以外に何か御質疑はございませんですか。

[挙手する者なし]

○委員長 今ありました税務課に関してはこの程度でとどめおきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

質疑の途中ではございますが、休憩を持ちたいと思ひます。

暫時休憩します。

午前11時44分 休 憩

午後1時05分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

休憩前に税務課のほうから少し保留になっておりましたので、今、精査されたということをございますので、まず会議の冒頭、そのことについて佐藤部長のほうから御答弁、よろしく願いいたします。

○総務部長　午前中の森委員からの市民税個人の増額補正のことで、当初予算から比べて増額の変動要因について答弁を求められた中で、少し明確に答弁できなかつたところがございました。そのところを当初予算からの流れの中でしっかり説明を課長からさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○税務課長　先ほどの答弁で、平成27年度当初予算額につきまして、個人市民税現年課税分のみの金額を申し上げましたが、予算書で申し上げますと、平成27年度個人市民税当初予算額53億5,102万2,000円に対しまして、1億6,359万3,000円の増額が見込まれることになりましたので、その結果、平成27年度決算といたしまして55億1,461万5,000円となる見込みでございます。増額分のうち7,345万2,000円を4号補正いたしますとともに、9,014万1,000円を5号補正予算に計上することになりました。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○森委員　給与費で7,340万円補正をし、今回9,014万1,000円ということなんですけど、当初予算に比べて約1億6,000万円ぐらいふえてきているということで、このふえてきた要因というのがどこにあるか、わかっていたら教えてください。

○税務課長　この主な要因といたしまして、上場株式等に係る譲渡を初めとする分離譲渡所得と所得の中で一番大きな割合を占める給与所得において、当初の見込みを大きく上回る収入があったことに加えまして、退職所得と過年度所得におきまして、例年に見られない大きな収入があったことによりまして、12月調定額において当初の見込みを大きく上回りました。

また、特別徴収推進の取り組みの成果などによりまして、収納率も当初予算を上回ることが見込まれることから、あわせまして決算見込み額が当初予算を大きく上回る見込みとなり、個人市民税所得割において約1億6,359万円の増額が見込まれましたため計上することになりました。

○森委員　収納率というのはどのぐらい上がったんですか。

- 税務課長 当初予算では97.88%を予定しておりましたが、決算見込みを立てますと98.7%ということで、0.82ポイント増加してきました。
- 森委員 もう1点、株式譲渡というのが、株の運用というのがかなり高いということですが、それと給与所得はどのぐらい当初と比べてふえてきているんですか。
- 税務課長 給与所得では、当初と見込みますと約4,000万円の増額になっています。そして、上場株式の譲渡等を初めとする分離譲渡所得で約3,000万円の増額ということで、合わせて7,000万円の増額となっています。
- 森委員 はい、わかりました。
- 委員長 それでは、税務課に関しまして何かほかに御質疑はよろしいですね。

[挙手する者なし]

- 委員長 それでは、税務課はこの程度にとどめおきまして、行政経営課について審査をしてみたいと思いますので、お願いします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 行政経営課長 それでは、行政経営課所管につきまして御説明をさせていただきます。

最初に歳入でございます。

議案書の341ページ、342ページをお願いいたします。6款1項1目1節地方消費税交付金、その下段、9款1項1目1節の地方交付税でございます。

次に歳出でございます。

345ページ、346ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、3目行政経営費、25節積立金、財政調整基金管理事業でございます。

続きまして、別冊の平成27年度3月補正予算説明資料をお願いいたします。説明資料の4ページ、5ページをお願いいたします。

一般財源調べでございますが、6款地方消費税交付金、9款地方交付税でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

引き上げ分に係る地方消費税収の用途についてでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長　それでは、今、説明を伺いましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。
- 森委員　地方消費税が2億2,000万円ふえてきたということなんですけど、この増額となった根拠について教えてください。
- 行政経営課長　これは議案質疑でも東議員さんに御説明をさせていただいておりますけれども、地方消費税交付金は当初予算におきましては県の推計した交付見込み額を参考にして積算させていただいております。平成27年度の地方消費税交付金が当初予算額を上回る交付額となった要因といたしましては、愛知県内が3月決算期を採用している大手企業が非常に多いということで、これらの企業は平成26年度中の中間納付におきましては、平成25年度の確定消費税額、5%時代の算定した金額を納付しております。平成27年の3月の決算期の確定申告において改正後の8%の税率で算定させていただいたということで、その差額分が増額となったということでございます。その分が平成27年7月に国から県に振り込まれて、その後、県から市町村に交付されておりますので、平成27年度分の地方消費税交付金が増収となったというものでございます。
- 森委員　地方消費税というのは、まず県に振り込まれるんですか、全額。
- 行政経営課長　国です。3月決算ですと、まず5月に消費税と地方消費税が振り込まれます。その後、7月に国から県に対して地方消費税が振り込まれます。
- 森委員　県がそれぞれ配分をすると。配分の率というのはどういう形で、人数と。
- 行政経営課長　地方消費税交付金の一般財源分につきましては、人口と従業員割が1対1で、あと社会保障財源分が人口割で配分されます。
- 森委員　従業員割というのは、そこの企業に働いている人数、それとも製造業に働いている市民の方。
- 行政経営課長　江南市内に従事する従業員数。
- 森委員　だから、市外から江南市に来ている人も対象になるわけですね。
- 行政経営課長　そうです。
- 森委員　そうすると、大企業があるところ、大きな工場があるところにつ

いては配分が大きいんだ。

○行政経営課長 そのとおりでございます。

○森委員 消費税がふえて、今回、その消費税分の社会保障分をそれぞれに割り振って、結局、結果として一般財源を浮かして、それを基金に積み立てるというやり方を今したわけですが、消費税の増額となった部分と、今回、交付税もふえてきているんですが、先ほどの市民税の増額、消費税もふえてきた、それに対する交付税への影響というのは、今回は特にないんですか。一般財源、市民税なんかふえると交付税が減るといような話がよくあるわけですが。

○行政経営課長 ことしにつきましては、交付税につきましても当初よりも若干多いということで、特に影響はございません。

○福田委員 予算説明書の8ページに、引き上げ分の消費税の用途についてとありますけど、先ほど森さんの質疑の中にもありましたけれども、必ずしも社会保障費としてアップ分は、消費税の増収分は、社会保障費として使用しなければならないということは決まっているんですか。

○行政経営課長 地方消費税の社会保障財源分というのは、社会保障の4経費に対して充当するというか、そこで使うということが決まっておりますので、こういった形で用途について御説明するというものでございます。

○福田委員 わかりました。

○委員長 ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑もないようでありますので、次に総務課についてを審査してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 総務課の所管につきまして御説明させていただきます。

議案書の341ページ、342ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

下段、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、説明欄、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金1,300万円の増額をお願いするものでございます。

343ページ、344ページをお願いいたします。

上段説明欄、選挙人名簿システム等改修費補助金41万円の増額をお願いするものでございます。

次に下段、20款市債、1項市債、1目総務債、説明欄、情報セキュリティ強化対策事業債1,300万円の増額をお願いするものでございます。

345ページ、346ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段、情報セキュリティ強化対策事業で、2款1項4目行政事務費、システム構築委託料3,552万6,000円、備品購入費、システム機器1,050万円の増額をお願いするものでございます。これは、個人情報の漏えい、流出を防ぐため、庁内の情報セキュリティーの強化を目的とし、ネットワーク環境の見直しによるシステムの構築に伴う増額で、年度内に事業を完了することができませんことから、合わせて翌年度へ繰り越すものでございます。

347ページ、348ページをお願いいたします。

中段、選挙管理委員会事業で、4項1目選挙費、選挙人名簿システム等改修委託料82万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、公職選挙法の一部改正により新たに選挙権を得る者で、転居から3カ月未満であっても転居前の住所地に3カ月以上住んでいた者については、転居前の住所地において選挙ができることになったことによる選挙人名簿システムの改修に伴う増額の補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　今、御当局より御説明をいただきました。

それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○山委員　　歳出の情報セキュリティ強化対策事業ですが、今お聞きしておりますと、電算の話ですかね。個人情報の問題でやるわけですがけれども、どういふことを具体的にやるんですかね。あと、マイナンバーとは関係ないと思うんですが、どうでしょうか。

○総務課長　　こちらのほうにつきましては、もともと日本年金機構におけます個人情報の流出を受けまして、総務省のほうから新たな自治体セキュリティー対策として対策を講じるように打ち出されたものでございます。

国からの対策につきましては、まず1つ目としましては、基幹系システムにおきまして、原則、他の領域と通信できないようにした上で、端末から情報の持ち出し不可の徹底を図って情報の流出を図るよう、情報の流出の徹底を防止するようというところでございます。

2つ目としましては、マイナンバーによる情報連携に活用されておりますL G W A N環境のセキュリティーを確保するために、財務会計などのL G W A Nを活用する業務用システムとインターネット系を分割するようということを総務省のほうから言われております。

○山委員　　今までの対策では不十分だということですか。

○総務課長　　これまでは、江南市におきましては、基幹系システムにおきましては、国が言うように他の領域と通信できないようにインターネットとは分離されております。あと基幹系のシステムに使う前には、パスワード等を導入しまして最新の対策はとっておるわけなんですけど、それ以上の対策を講じるようというところで国のほうから言われております。

○山委員　　江南市だけでなく、他の自治体も同様の対策をこの時期に求められているんですか。

○総務課長　　今、聞き及んでおりますところによりますと、愛知県内でこちらのほうの対策をしてない自治体につきましては、豊田市以外、愛知県を初め全ての市町が対策を講じるように伺っております。

○山委員　　わかりました。

○森委員　　選挙人名簿の関係で、18歳から選挙権が与えられることになるんですけど、これはもう既に名簿の登録は済んでいるんでしょうか。それで、何人ふえることになるんですか。

○総務課長　　今、システムのほうを改修中でございますので、まだ18歳、19歳、20歳未満の方の名簿の登録についてはされてはおりません。

それで人数のほうですが、平成27年11月末現在の住民記録におけます18歳、19歳の人口は約2,000人ほどとなっております。全体の約2.5%ぐらいの増加になるかと思われまして。

○森委員　　それぞれ1,000人ずつということですね。それが、参議院選挙が例えば7月10日ぐらいにあるとすると、7月10日までに18歳になる人の名簿

ということですね。

○総務課長 そのとおりでございます。

○森委員 それで、今回の改修するということでの、これはありがたい話なんですけど、法律が通ってね。転居前の住所地で選挙がやれるということなんですけど、そうなる例えば今まで江南市に住んでいて、特に若い人なんかだと東京に大学なんかで入ったということになると、東京のほうではあれができなくて、住所地、3カ月前に住んでいた江南市で選挙をやるということになると、実際には帰ってこなきゃいけないということになるわけで、不在者投票というのがどういう形で、何か少しシステムが変わったというふうに聞いたけど、どういうふうになるんですか。

○総務課長 不在者投票につきましては、これまでと同じように変わってないかと思えます。

○森委員 そうすると、参議院選挙は全国だからいいんですけど、その場合は東京にいる本人が江南市に不在者投票の依頼の文書を出して、そこから投票用紙を送ってもらって、それを今度は所在地の選管に届け出ると、そういうやり方、従来はたしかそういうやり方だったと思うんですけど、そういうことですか。

○総務課長 そのとおりでございます。

○森委員 地方選挙の場合はそれができないので、例えば江南市の市会議員の選挙で、江南市に住んでいた者が東京に行ったということになると、その場合はどこへ出すんですか。投票用紙を送ってもらって、江南市に出すんですか。江南市に送り返す。

○総務課長 例えば地方選挙でございますと、市長・市議会選挙なんかでございますと、市から出ていった時点においてできなくなります。県でありますと、県から出た場合はできなくなります。

○森委員 余り今までと変わらないじゃないですか。今までもそうだったし、当然。だから、そうすると、市会議員選挙が江南市でもあります。簡単な話でいえば、岩倉市に引っ越しました。そうすると、岩倉市の選挙もできないし、江南市でも選挙ができない、両方とも選挙ができないというのが今まであったわけ。それを防ぐために改正されたんじゃないんですか。国政の場合

は、今までも住所が変わってもできたはずですよ、転居する前のところで。

○総務課長 おっしゃるとおり、国政選挙のみ助けられるわけなんです、今おっしゃられた3カ月要件といいますのは、新たに18歳、19歳、20歳になる方を対象としておりまして、もともと例えば40歳、50歳の方については、転居する前のところに3カ月おられれば、そこで選挙はできました。18歳、19歳、20歳に今回新たにされる方の空白の期間を解消することになっております。

○森委員 そうなの、これ。18歳、19歳だけではないんだ。

○総務課長 今回の新たに選挙権をとということですね。

○森委員 そうすると、江南市にまだ選挙人名簿として登録が現在されてないわけですね。その人が東京なら東京へ行った、それでもできますよと、そういうことなわけ。

○総務課長 そのとおりでございます。

○森委員 そうなの。それだけしか適用にならないの。私、全然勘違いしていた。

○総務課長 もともと3カ月要件というのがございますので、今回新たに選挙権を得られる方の空白の期間を解消となります。

○森委員 それで、こんなに大きなまたシステムの改修費が必要になってくるわけですか。

○委員長 ほかに質問等ありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、総務課についてはこの程度にとどめおきます。

それでは、これをもって質疑を終結させていただきますので、よろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時32分 休 憩

午後1時32分 開 議

○委員長 それでは、今お伺いしまして、この議案第35号、挙手により採決をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

今の件につきまして、本案を挙手により採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第39号 平成28年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

危機管理室

市長政策室

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費のうち

公共施設再配置計画策定事業

業務継続計画策定事業

第3条 債務負担行為

第4条 地方債のうち

臨時財政対策債

第5条 一時借入金

第6条 歳出予算の流用

○委員長 続いて、議案第39号 平成28年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、危機管理室、市長政策室、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出、第2条 継続費のうち、公共施設再配置計画策定事業、業

務継続計画策定事業、第3条 債務負担行為、道路照明灯LED化事業、第4条 地方債のうち、臨時財政対策債、第5条 一時借入金、第6条 歳出予算の流用を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、最初に議会事務局議事課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○議事課主幹 それでは、議会事務局議事課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

平成28年度江南市一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

歳入はございません。

歳出につきましては、60ページ、61ページから64ページ、65ページにかけての1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑はないようでございますので、続きまして危機管理室防災安全課についてを審査をしたいと思います。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○防災安全課長 それでは、防災安全課の所管につきまして、予算書及び予算説明書の該当ページを説明させていただきます。

最初に、歳入について説明申し上げますので、恐れ入りますが予算書の18ページ、19ページをお願いいたします。

上段の12款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料、説明欄、防災安全課の防災センター目的外使用料でございます。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。中段の13款4項1目総務費交付金、1節総務管理費交付金、社会資本整備総合交付金（道路事業）です。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。中段の14款2項1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金、説明欄、防災安全課の元気な愛知の市

町村づくり補助金及び南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。下段の15款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料、説明欄、防災安全課の防災センター自動販売機設置場所貸付収入です。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。中段の2目1節利子及び配当金、説明欄、防災安全課の江南市交通安全事業基金利子です。

次に、はねていただきまして、48ページ、49ページをお願いいたします。中段の17款2項1目基金繰入金、1節基金繰入金、説明欄の防災安全課、江南市ふるさと応援事業基金繰入金とその後、江南市交通安全事業基金繰入金でございます。

続きまして、52ページ、53ページをお願いいたします。下段の19款5項2目雑入、12節雑入、説明欄、防災安全課の放置自転車等売却代から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金まででございます。

続いて、歳出について説明をさせていただきますので、大きくはねていただきまして、102ページ、103ページをお願いいたします。下段、2款1項5目防災安全費の1節から、118ページ、119ページの中段、市民生活費の手前、駐車場施設管理事業までと、さらに大きくはねていただきまして、234ページ、235ページをお願いいたします。3款4項2目災害救助費と、その下の3目被災地支援費でございます。

以上でございますが、戻っていただきまして、8ページを改めてお願いいたします。

歳出の備考欄でもお示しをしておりますが、ここで第2表 継続費としまして、2款1項総務管理費、業務継続計画策定事業、その後、第3表 債務負担行為としまして道路照明灯LED化事業を再掲させていただいております。

また、別冊の平成28年度当初予算説明資料をお願いいたします。

こちらの19ページから21ページでございます。区画線・道路標示等設置事業位置図①から③までを掲載させていただきました。

以上で該当ページの説明を終わらせていただきます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。
- 伊藤委員　済みません、4点ほどあるんですけれども、まず105ページの中段ですね、自主防災組織資機材助成事業ということで300万円の一応予算が組んであるんですけれども、この大体算定の根拠をお知らせください。まず順番に行きます。
- 防災安全課長　300万円というのは例年300万円でございます、ゼロ円という自治会の方、具体的に申し上げますと島宮県住さんであったりとか、全く出ない方とか、まともに全部の自治会が請求されますと実際にはもっと大きな金額になるんですが、やはりばらつき、満額もらえる方、少しだけもらえる方、最後はゼロ円の方までということで、例年、決算数値を申し上げますと250万円前後で推移しているところから、300万円という数字を使っているということでございます。
- 伊藤委員　基本的には申請されない区もあるということですよ。例年、例えば全部の区が申請すると300万円ではおさまらないというような形ということで、実績から持ってきたということですね。
- それと、あと111ページですけれども、2年の継続費ということで、BCPですね、業務継続計画策定事業ということで、この辺のところは非常に重要な事業だと思うんですけれども、この辺の進め方を聞きたいと思います。
- 防災安全課長　2年間の継続費ということで御案内しておるわけなんですけれども、おおよそ1年目につきましては、各業務、各課と言ったらいいんでしょうか、各課の業務の洗い出し、優先順位、非常時にどうしてもやらなくちゃならない業務の洗い出しと、あと実際どれぐらい参集できるかということと、落札業者におきましては各課への聞き取りというところが大きなお仕事で、後半につきましては業務継続計画、各課と今申し上げましたけれども、当然、市全体で動かさなくちゃならない業務もあるものですから、そういったものの業務の市全体でまず動かすものの素案の作成と、各課の今の初動態勢のマニュアル、実際の業務継続計画に係るものが後半の1年ということで現在は考えております。
- 伊藤委員　よくわかりました。これまで水道部がつくったBCPとは全然

関係ないという、リンクはしてこないという。

○防災安全課長 当然、水道も市役所の業務なことなものですから、全然関係ないということはございませんけれども、地域防災計画に即した形での市の業務、その中でも市の通常の業務というところとの兼ね合いもあるものですから、そういった中で通常の業務という中では地域防災計画の中に水道部も出ていますので、全く関係ないということはございませんけれども、一部関係も持たせながら業務を進めていくというふうになるのかと思います。

○伊藤委員 わかりました。

あと、その下の防災行政無線等の電源装置更新事業ということで、今回、バッテリーがかなり、拡声器のバッテリー交換業務委託料ということで約500万円ぐらい組んであるんですけれども、このバッテリーというのは当然寿命というか耐用年数があるということで、大体この耐用年数に基づいて多分予算計上してみえると思うんですけれども、大体のバッテリー交換の耐用年数の値というのはわかりますか。

○防災安全課長 バッテリーのみにかかわらず、UPSということですね、パソコンの瞬断を防ぐための電池というんでしょうか、UPS装置の交換ということで、機種によっては多少違いますけれども、おおむね3年から5年ということで、これから先、計画的にかえていく予定です。今回の500万円程度の予算につきましては、屋外拡声子局、拡声スピーカーの下に入っております電池、バッテリーが5年を迎えたということで交換するものでございます。

○伊藤委員 わかりました。各課、無停電電源装置とか、いろいろバッテリーの寿命が3年から5年ということで、今回、屋外の拡声子局が5年たってかえるということがわかりました。

続きまして、あと1点なんですけれども、117ページの道路照明灯のLED化事業とあるんですけれども、これは先ほどの特定財源の絡みもあってちょっとよくわからん部分があるんですけれども、調査業務委託料ということで、もうちょっと詳しく知りたいんですけど、内容等を。

○防災安全課長 一応、調査業務につきましては全額、今回の場合ですと、ほかの市町の状況で見ますと、来年はまだわかりませんが、一般財団

法人低炭素社会創出促進協会というところの10分の10もらって、上限800万円でございますけれども、既設の道路照明灯、水銀灯が一番多いんですけれども、水銀灯とナトリウム灯、今、実際にどういうふうについているのかということの調査をさせていただき費用で800万円、その後、調査に基づいてLEDに実際、三、四カ月かけて交換していくという形の業務となっております。

○稲山委員　今のLEDのお話なんですけれど、113ページの防犯灯の補助事業の防犯灯の電気料金補助金という、備考欄にありますけれど、これを見ますとLED灯以外で4,706基で、LED灯が1,184基ということで、多分これが市内の防犯灯の数だと思うわけなんですけれど、まだLED灯以外が4,706基あって、確かではないかもしれませんが、新聞紙上によりますと、蛍光灯の生産中止が決まっておるといったことが報道をたしかされておったと思うんですけれど、それが電灯がちょっと記憶にないで定かではありませんけど、そんなに遠い時期ではたしかなかったと思いますけれど、この4,706基をこれからその間にかえていかなければならないと思いますけれど、その辺の対応についてどういう考えを持っておるか、補助金というか、そういったものに対してやるのか、その辺についてちょっとお聞きしたいです。

○防災安全課長　現段階では、そういった情報は私どもまず承知しております。製造がなくなるということ。私も今、年度まで記憶しておりませんが。ただ、すぐなくなるわけではないということと、在庫が当然あるということがありますものですから、今実際、防犯灯というのは地区のほうでお世話をいただいておりますものですから、お地元と相談もしながら、まずは本体の補助自体も今はLED灯だけにしました。昨年からLED灯だけにしましたものですから、極力LED灯にさせていただくようなお話も含めながら進めていかなくちゃいけないなということは思っております。

○稲山委員　どちらにしても、なくなる寸前で慌ててもらっては非常に困りますので、何のための防犯灯かわからんようになっちゃいますので、その辺を区長さんなり、そういった防犯係の担当がおられる区に対しては、早目にLEDに取りかえていただくようなことをお願いするとか、そういったことで市のほうからでも声かけというか、そういうことをやっていただきたいと

思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点、全然わかりませんので聞くんですけど、117ページの交通安全施設管理事業の中の修繕料の施設の596万5,000円とありますけれど、この交通安全施設というのはどんなものを指して言うておるのか、教えていただきたいと思ひます。

○防災安全課長　　まだ今はかえていない、当然これからLEDにしていくということで、今、既設の道路照明灯がございますので、その球がえだったりとか、当然、リースが始まる前なんかにも切れる可能性があるもんですから、工事期間中に切れたりすることがあり得ますし、調査よりも前に場合によっちゃ切れるかもしれないもんですから、多くは既設の道路照明灯の球がえ。

○稲山委員　　よくわかりました。

最後、もう1点、ちょっと場所とあれだけ教えてほしいんですけど、107ページの工事請負費の防災倉庫等の移設工事費というのが16万2,000円ありますけれど、これはどこの防災倉庫で、どんな理由で移設するのかわかりたい。

○防災安全課長　　新体育館の建設に伴いまして一時移動をさせる。

○稲山委員　　わかりました。

○福田委員　　歳入のほうの19ページの目的外使用料というのがあるんですけど、防災安全課と総務課のほうにまたがってしまうんですけど、ちょっと関連があるもんですから尋ねたいと思ひます。

職員組合が使用する防災センターの目的外使用というのは87万2,000円、総務課の食堂施設というのが、地下だと思ひますけど89万1,000円、平米的にいえば、かなり食堂施設、総務課のほうの目的外使用のほうが多いんですけど、これはどのような単価で積算されているか。

それともう1つ、職員組合の方、職員のそういうのに使用される場合にもお金を取らないかのかなと思ひます。片方、食堂は利益を得るために借りてやっているんですけど。

○防災安全課長　　昔は市役所の離れのところですね、別棟で組合事務所があったわけなんですけれども、この防災センターの建設に伴いまして、規定の

建築価格と土地の現状の相続単価と電気料を組合さんをお願いしているわけなんですけれども、これは過去の施設につきましてもお支払いをしていただいている経緯があったものですから、今回、防災センターになったということで積算をし直して、防災センターができて以来、お預かりしているものでございます。

○福田委員　今後ともこういう形で徴収するんですか。

○防災安全課長　そういった計画でございます。

○山委員　先ほどの話をまたぶり返して済みません。LED化の債務負担行為の問題ですけれども、全市的にどれぐらいあるんですかね。

○防災安全課長　今、市内に全部ある道路照明灯の本数1,735本のうち、LEDが141本、それを引いた数が今回リースに当たる本数でございます。

○山委員　約1,600本近くを新年度は実態を把握して、その翌年度、平成29年度から10年かけて徐々にやっていくということなんですよね。ちょっと違う。

○防災安全課長　来年度、調査をやりまして、調査で何カ月かいただくんですけれども、12月ぐらいから一気に3月早々までぐらいには全部つけかえてしまうという予定をしております。それで以降、リース料金を来年3月から10年かけてお返ししていくという計画でおります。

○山委員　リースを選択されたわけですけれども、全て取りかえて、すぐぱっと払えるお金が確保できないということもあると思うし、リースでしたら、また何か都合が悪くなったらかえてもらったりとかできる。そういう辺は比較して、こちらのリース方式を選ばれたということでしょうか。

○防災安全課長　委員おっしゃられるとおりに比較をして、一括で払ったほうが確かに10年で見ますと500万円程度安価にはなるんですが、ただ、今言われたとおりになんですけれども、そういった修理等々、具体的には雷ということで聞いておりますけれども、落雷が昨年度ですと5件ぐらいあるんですけれども、そういったことの保証の対象にもなりますし、先ほど少し申し上げましたけれども、一般社団法人の低炭素社会創出促進協会から少し補助も出るものですから、そういったところを勘案しながら、今回、リースという選択をいたしました。

- 山委員 実際の耐用年数というんですかね、どれぐらいもつんですか。
- 防災安全課長 15年程度と聞いております。
- 山委員 次の話に行きますけれども、通学路のカラー舗装の問題で、3カ所にわたってやっていただくということで地図もつけてありますけれども、この事業をやり出してから数年たちますので、もうそろそろ、また逆にカラー舗装をしても消えかかってくるようなところもあると思うんですけど、そういうことも将来的なことを見通して考えているんですか。
- 防災安全課長 まずは平成26年度からの5カ年計画ということで、今、2キロメートルお願いするわけなんですけれども、30センチメートル幅のものを整備していくことによって、議会でも答弁をさせていただいておりますけど、通学路の安全対策60%程度が完了いたしますので、その後、今、山委員がおっしゃられた修繕等々について研究していく必要があるものかなと思っていますけれども、まずは新規で60%を目指すという目標に向かって進んでいこうと考えております。
- 山委員 実際の効果というのはいわゆる交通事故というのはいつどこでどういうふうにかかるかわからないんですけど、そういうことも一応、追跡調査されているんですか。
- 防災安全課長 追跡調査までとは申し上げませんが、学校ですね、PTAの方、保護者の方、学校の先生と常に打ち合わせをしながら、どこがいいかということで優先順位というのか選定をさせていただいております。
- 山委員 その下に今度は消えかかった白線の問題だと思うんですけど、予算も計上していただいているんですけど、これはどうやって工事する場所を選ぶんですか。
- 防災安全課長 うちの交通指導員、これも予算がついておりますけれども、警察のOBの方2人と、地元の区長さんから上がってくる声で見させていただいて、その中で検討した上で整備をさせていただいております。
- 山委員 あともう1つ、また117ページに戻っていただいて放置自転車の問題ですけれども、以前に比べたら大分放置自転車は減ってきていると思うんですけど、最近では、一応特定財源も計上されておりますけれども、かなり減ってきていると思うんですけど、その辺はどう認識されておりますか。

- 防災安全課長 予算の中でシルバーの方であったりとか、今の放置自転車の対策員の方も2人見えて、いろんな形で協力しながら、職員が札張りももちろんやるんですけれども、ことし、布袋の一部土地もまた新たに借りた関係もございますけれども、複合的な形で、減っているという数字まではつかんではおりませんけれども、見た目ちょっと減ってきているのかなあという感想は持っております。
- 森委員 またLEDの話に戻って恐縮ですけど、債務負担が1億9,953万4,000円で10年間ということですので、年間1,995万円ぐらいのリース代だというふうに考えればいいですか。
- 防災安全課長 そのとおりでございます。
- 森委員 新たに道路照明灯が必要になってきますよね。その場合はどうなるんですか。
- 防災安全課長 道路照明灯設置修繕事業ということで、済みません、ちょっと今予算書のページは発見できませんでした。15ページ、年間450万円程度予算はつけております。
- 森委員 ということは、修繕も必要になってくるんですか。だってリースの中にはそれも含まれるんじゃないですか。
- 防災安全課長 先ほど少しこれも申しあげましたけれども、141本は自前のLEDでございますので、こういったものの修繕であったりとか、先ほども申しあげましたけれども、工事中とか調査中に異常がある場合もありますもんですから、そういった予算はゼロにはならないのかなと思っております。
- 森委員 新しく設置する場合、どうなるかと聞いたんですけど。
- 防災安全課長 市で設置するという事で考えております。追加の分についてはリースではなくて市でつくっていくということで、この予算もなくなる、ゼロにはならないというふうに思っております。
- 森委員 家具転倒防止ですけど、今度、補助額の限度額が引き上げられて1万円に拡大をするということです。それで実際の、これでいくと30件という予算ですよ。なかなか今までも進まなかったんですけど、過去の経緯と、それから実際にこれをどうPRしていくか。一番問題は、高齢者世帯だとか、障害者だとか、自分でできないんですよ。そういうところに対してどういう

援助をしながら、そういう人たちこそこの家具転倒防止が必要なわけで、その辺のところをどういうふうに考えているか教えてください。

○防災安全課長　今回の一般質問でも一部答弁をさせていただいておりますが、実績といたしましては、5,000円の実績でございますけれども、平成25年度からこの制度を始めまして、平成25年度が24件、平成26年度が19件、今年度は今のところ10件ということで、一応最大値で30件あればいいだろうということで、30件の根拠はそこから来ております。

あと、高齢者向けにどのような対策をといる御提案でございましたけれども、こちらも一般質問の中で少し答えさせていただいておりますけれども、生涯学習課で行っております高齢者教室というのが5教室あるかと思えます。こちらでPRをしますとともに、当然、自主防災会長会議でも周知をしております。あわせて、高齢者の方のときには、工事費も補助の対象になるよということもPRをしていきたいなと思っております。

○森委員　建築、組合があるでしょう。そういう組合の人たちがボランティアで取りつけのボランティアをやってくれているということもあるんで、まさにそういうところをもっとむしろタイアップして、そうすれば材料費だけで済むわけで、その辺のところをもっとうまく活用するというかPRして、協力も得て進めていったらどうかと思うんですけど。

○防災安全課長　今、委員から御提案をいただきましたので、早速、高齢者生きがい課、福祉課等関係課とも協議をしておりますので、よろしく願いいたします。

○森委員　ぜひそうしてください。

○委員長　よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、その次の市長政策室地域協働課について審査をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地域協働課長　地域協働課の所管につきまして予算書の該当のページ数を申し上げます。

平成28年度より地方創生推進課となりますので、予算書、予算説明書に記

載しております課名も地方創生推進課となっておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。下段、12款2項1目総務手数料、1節総務管理手数料、説明欄、地縁団体証明手数料でございます。

そこから少し飛びますが、46ページ、47ページをお願いいたします。上から2枠目、15款1項2目利子及び配当金、説明欄、地方創生推進課の江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

その下のページの下段、16款1項1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金、説明欄、ふるさと寄附金でございます。

そこから2枚はねていただきたいと思えます。50ページ、51ページをお願いいたします。中段から少し下の19款5項2目雑入、1節市町村振興協会基金交付金と、そのすぐ下の2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

そこからまた2枚はねていただきたいと思えます。54ページ、55ページでございます。19款5項2目雑入、12節雑入、説明欄は下から13行上ってもらった地方創生推進課の市勢要覧売捌収入から4行下の有料広告掲載料まででございます。

そこから4枚はねていただきまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目地方創生推進費が地方創生推進課の所管でございます。そこから74ページ、75ページの下段の秘書政策課の手前、タウンミーティング事業までが該当の箇所でございます。

該当ページは以上であります。補足は特にございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、ただいま御説明をいただきました。

これより質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

○幅委員　67ページで、もう1つ97ページにも同じようなものがあるんで、お答えいただければお答えいただきたいなと思うんですけども、ボランティア活動保険料と、そのもうちょっと下に市民活動総合補償保険料で、97ペ

ージのほうには市民総合賠償補償保険事業とあるんですけれども、ボランティア活動保険料というのは何となく内容がわかるんですけれども、この3つの保険の補償の対象範囲、内容の概要を教えてくださいませんか。

- 地域協働課長　　67ページにございますボランティア活動保険料、こちらはアダプト制度支援事業の中の一つでございます。地域の美化活動をしていただいています団体の構成員の方の活動に対して傷害保険、賠償保険を掛けているもので、社会福祉協議会を通して保険料を市が負担しているというものでございます。1人当たり保険料は250円となっております。

　　続きまして、その67ページの下のほうの市民協働推進事業の中の市民活動総合補償保険、こちらにつきましては市が行う諸行事等に対しまして、市から参加やボランティア活動をお願いいたしました市民の方がこうむった事故について、市に法律上の損害賠償が生じるか否かに関係なく、けがをされた方、被災された方に保険金額を限度として補償を行うものでございます。保険会社については毎年入札で決めているところでございます。主に平成26年度の実績でございますと、資源ごみの回収とか、防犯パトロールの際のパトロール中にけがをされた場合などで病院へ行かれた場合には、保険の対象として保険会社から保険金を支払うものでございます。

　　続きまして、あとのほうのページに出てくるものは、また総務課のほうで所管がありますので、よろしくお願いたします。

- 古池委員　　47ページ、歳入ですけど、ふるさと寄附金で1,200万円ありますが、来年度からは市内の方が江南市へ寄附するというふうに拡大されておると思いますが、平成27年度分、1,180万9,000円、そんなに変わらないんですけど、ある程度ふえると思うんですけど、その辺のところはどうでしょうか。

- 地域協働課長　　市民の方に記念品を贈呈している先行している自治体に問い合わせましたところ、市民の方からは10%未満のところが多かったところでございます。江南市はもう少しあるのではないかという期待を込めて、15%、16%の割合で設定しております。ただ、全体として変わらないというのは他の自治体も同じような形で、寄附金獲得の競争が激しくなっているという現実がございますので、はっきりと市民の方を対象にした分だけ増にな

ってくるということは期待できない。何分、寄附金という性格のもので、前年度実績からすぐ来年度の予想をするというのは難しいところがありますので、トータルとして1万円の寄附が1,200件ということで、この部分は去年、平成27年度の当初予算と同じ額を計上させていただいております。

○古池委員　例えば今の記念品をもう少しいろいろと勘考して、もっといいものというか魅力のあるものをつくって、寄附していただく方をふやすというようなことは考えてみえますか。

○地域協働課長　江南市らしい市内の業者さんの取り扱っているもので適当なものがあれば、ぜひメニューをふやしていきたいなあと考えておりますので、このメニューで満足しているわけではございませんので、最近でも商品を追加していることもございますので、今後もそういう姿勢で臨んでいきたいと思っております。

○伊藤委員　2点だけお聞きしたいんですけれども、まず歳入の中で25ページ、地縁団体証明手数料ということで、前もちょっとお聞きしたかと思うんですけれども、今、地縁団体対象の区がありまして、区の中の何団体が今、地縁団体になっているかということ、まず1点お聞きしたいと思っております。

○地域協働課長　区としては、現在69団体を区として認識しております。町総代制をとっているところもございまして、区長さん、町総代さんを合わせると140近くありますけれども、区としては69でございまして。うち認可地縁団体、法人格を取得されているのは41団体でございまして。

○伊藤委員　わかりました。

あと歳出で1点だけなんですけれども、67ページですけど、最下段ということで公募型協働支援補助事業ということで、地域団体が工夫を凝らして取り組む地域をよくする事業に補助を出すということなんですけれども、あと公開審査会というものが行われていまして、この辺のところ事業の内容を若干、公開審査会で審査されて決まって、その団体は8団体だということで当初予算を組んでみえるんだと思うんですけれども、その辺の一連の流れだけちょっとだけ教えてください。

○地域協働課長　毎年の事務の流れについて御説明申し上げます。

補助金交付の前年度、今回でありますと平成28年度の予算を執行するに当

たりまして、平成27年度、去年の11月、12月に公募、募集をいたしております。応募に応じた団体が8団体ございました。1月になりますと書類審査、公開によるプレゼンテーションで点数をつけまして、一定の基準のもとに審査をしまして、その結果、今回は8団体中8団体が採択ということになりました。その分の補助金を平成28年度当初予算で計上させていただいております。今回、この予算がお認めいただければ、4月1日以降で交付決定をしまいたします。

また、団体が事業を速やかにできるように、補助金のほうも後払いというんですかね精算ではなくて、概算で一旦交付いたしまして、事業が速やかに円滑にできるように補助してまいります。事業終了後は、これは各団体ごとに違いますけど、実績報告書を出していただいて市のほうが審査いたしまして、適正に執行しているということが確認できましたら確定通知をして、もし余れば返してもらおうと。足りなくても交付決定の金額どおりですが、そういった精算行為を行って、一連の事業を終えるということでございます。

○伊藤委員　よくわかりました。

○森委員　歳入の51ページにある市町村振興協会基金交付金ですとか宝くじの交付金に該当する事業というのが見当たらないんですけど、一般財源のような形で使っているんですか。

○地域協働課長　市町村振興協会基金交付金3,600万円余りは特定財源でございますので、予算書のほうには特定財源として掲載しております。今からどんな事業かというのは申し上げたいと思います。

2節の新宝くじ交付金につきましては一般財源扱いということですので、一般財源調べのほうにも載っているところでございます。

特定財源につきましては、防災安全課の自主防災組織育成事業や自主防災組織資機材助成事業、防災力向上事業などに充当しております。また、環境課の可燃ごみ収集運搬業務委託にも充てておりますので、そのページのところを見ていただくと出てくるはずでございます。

○森委員　そうすると、地方創生課のほうで受け入れて、実際に使うのは、そういう市民団体的なところに使っていていいと、ほかの課のほうで。

○地域協働課長　歳入は地方創生課のほうでまず受けると。使い道について

は、特定財源のほうですが、総務省令で決まった事業に充ててまいりますので、幾つかあるもんですから、大体どこでもというか、ほぼいけると思いますが、その辺は予算編成する担当課と実際に充当されるほうの課で協議して、どこの事業に幾らを充てていくかということを検討して予算編成しております。

○森委員　　ふるさと寄附金事業ですけど、1,200万円いただけるという予定で予算を組んで、実際には記念品を含めて三百五、六十万お金を別に使うわけですが、もう1つ、本会議でも質疑があったかと思うんですけど、寄附を出すと寄附金控除の対象になるわけですよ。これは、自分が市民税を江南市に払うとは別に、1万円の寄附なり10万円の寄附をすると。そうすると、2,000円でしたかね、控除で、10%の控除があるということで、市民税のほうが減るんじゃないかというようなちょっと心配も私もあるんですけど、その辺はどうなんですか。税金とは別というふうに考えればいいですか。

○地域協働課長　　別というか、ふるさと納税という納税という言葉が使われる場合もありますが、あくまでも寄附金でございますので、市に対して寄附金をいただいた場合、市民の方の場合、確定申告なりをしていただいて、所得税もしくは所得税と住民税から、先ほど言われていた2,000円以外の部分が減額なり控除されるということですので、市民税の部分は歳入は減ってくるはずですよ。

○森委員　　若干。かなり。

○地域協働課長　　確定申告し忘れない限りは減ってくるはずですよ。もちろん、そもそも税金を納めてないというんですか納める必要がない人の場合は、控除する市民税そのものがないもんですから。

○森委員　　だから、そういうことも含めて全体でどうかということを考えていく必要があるなあと思います。

あと前、一般質問であったホームページの関係ですけど、半分というか3分の2ぐらいしか画面が出てこなくて、非常に見にくい、見づらですけど、画面を拡大していくということで、かなりの費用もかかるよということでしたけど、これは何とかそういうふうにはできないかと思うんですけど、その辺の検討というのはその後どうなんですか。もう無理だよということで何もやっ

てないんですか。

○地域協働課長　その際に積算した覚えが、今、数字は持っておりませんが、かなりの大きな金額が必要になってくるということで、現在は今のホームページでも少しでも見やすいようなカテゴリー分けを、今、再構築をしようということで見直しの作業には入っているところでございます。画面の大きさも大切だとは思いますが、実質的に見やすい、欲しい情報にたどり着きやすいホームページに少しずつ直していくというような考えで現在作業に入っております。

○森委員　それで、パブリックコメントというのは、こちらの担当ですよ。全く見にくい。どこにパブリックコメントの募集が出ているか。だから、あれが一番左側の画面に1つパブリックコメントというのをつくって、最近募集をしている、今やっているものについては正面の大きい画面の中で、今はこれとこれとこれをやっていますというのを出していただかないと、皆さんに本当に意見を聞こうという気があるのかという気持ちになってしまうんですけど。

○地域協働課長　同じ意見が先月の全員協議会でも出されたということを確認しております。先週の金曜日にホームページのほうのトップページを修正いたしました。市民参加というところにパブリックコメントが入っているよということがはっきりわかるように既に対応をいたしたところでございます。そこをクリックしていただくと次のページで、パブリックコメントをやっている場合は実施中ということで、一番トップにわかりやすいところに持ってきたところでございます。

今、御提案のような四角い箱をつくってトップページにということですが、全体を見直す中でそういうことも必要だなあと思っておりますので、皆さんトップページに各担当課、記事を持っていきたいというところがございまして、バナーばかりになっても見づらいと思いますので、全体のことも考えながらやっていきたいと思っております。

○山委員　今、市民参加の話が出ましたんで引き続いて、ページ数でいえば69ページになるかと思うんですけども、審議会ですね、附属機関の会議の開催案内ですとか議事録やメンバーについても一通り公表していただい

ますけれども、これもちょっとわかりにくいなと思いました。それはそれで改善が図ればやっていただきたいんですけど。

このもととなったのが市民参加条例だったと思うんですけども、条例が制定されてから、審議会等の案内も、附属機関の案内のこともそうですし、パブリックコメントもやることは一応やっていたているんですけども、何かちょっと静かになっちゃっているような感じがするんですけども、もうちょっと市民参加条例をもっとPRしていただきたいと思うんですけども、いかがお考えですか。

- 地域協働課長 静かということでございますが、市民参加条例のほうは手続という形で、ほとんどが行政に対する義務づけという形になってまいります。そこをしっかりと条例どおりにやっていくということが大切だと思います。その上で市民の方が積極的に市民参加に一步を踏み出していただいて、審議会なり、ワークショップなり、アンケートなりで熱くなっていたくということで、そういうことを期待しております。
- 山委員 ちゃんと明文規定で政策の提案制度だとかもありますので、市民協働の大きな課題だと思うので、今、行政の側が義務づけられていることをやっているのは当然ですけども、そういう協力したいという土壌をつくるということは非常に大切だと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。以上です。
- 地域協働課長 わかりました。
- 森委員 まち・ひと・しごと創生事業ですけど、ここには報償費、要するに委員の謝礼しか予算として出てないわけですけど、これからずっと総合戦略計画、あれに沿った事業が始まると思うんですけども、その推進過程というか、その推進事業というか、予算上は何も出てないんですが、どういうふうに進んでいくんですか。
- 地域協働課長 地方創生推進課のほうでは、進捗管理をする審議会の報償費と職員が県の説明会などへ行く普通旅費のみでございます。実際の推進する事業に当たっては、担当課のほうで予算化をして執行していくという形になりますので、地方創生推進課のほうで全体予算を持って進めるということではございません。ただ、進捗の管理はして、必要があれば総合戦略の見直

しなども地方創生推進課のほうが事務局になって、皆さんの意見を聞きながら進めていく予定でございます。

○森委員　進捗管理を進めるということですから、盛り込んだ事業がどういうふう採択されて、どういうふう予算化できるかというのは、担当課と連携して、盛り込んだ事業のどこの部分が進んできている、どこがまだ進まないというやつは、こちらで把握するわけですか。

○地域協働課長　そうでございます。地方創生推進課のほうでヒアリングなり聞き取りというか調査をいたしまして、K P I へどれぐらい近づいたかということも含めて把握していく、それを最終的には公表もしていくというような考え方でおります。

○幅委員　69ページの地域団体支援事業の一番下のまちづくり協力金、これをちょっと教えていただけますか。

○地域協働課長　こちらの交付金は、以前は公達委託料というような名前のときもありましたが、現在はまちづくり協力金ということで、公文書の配布や回覧による市政の周知など協力をお願いして、協力していただいた区に対して協力金ということでお支払いしているもので、積算的には1月号の世帯数、広報の配布数に一定の単価を掛けたものを2月に、年度末ですけど、各区へ交付しているものでございます。

○森委員　ちょっとその単価を教えてください。

○委員長　じゃあ関連して。

○地域協働課長　平成28年度の単価は585円でございます。こちらの単価は市の臨時職員の賃金に連動しておりますので、平成27年度に比べて平成28年度は臨時職員の賃金が上がるということで、ことしは579円でしたが、平成28年度は585円でございます。

○委員長　よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　それでは、地域協働課につきましてはこの程度にとどめおきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

引き続き秘書政策課につきましては、休憩を挟んでまた進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 38 分 休 憩

午後 2 時 59 分 開 議

○委員長 それでは、おそろいのようにございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、続きまして秘書政策課について審査を進めてまいりたいと思います。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、秘書政策課の所管につきまして該当箇所を御説明させていただきます。

一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に歳入でございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。上から2段目の15款財産収入、1項財産運用収入、2目1節の利子及び配当金、説明欄の上から4つ目の秘書政策課、江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

少しはねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。55ページ下段、19款諸収入、5項2目12節雑入の説明欄、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から生命保険料等取扱手数料まででございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、74ページ、75ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の人件費等から、はねていただきまして84ページ、85ページの下段、行政経営費の前まででございます。

続きまして、別冊の平成28年度当初予算説明資料をお願いいたします。

当初予算説明資料の11ページをお願いいたします。

11ページ、基金の状況のうち、上から2つ目の公共施設整備事業基金でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○幅委員 二、三点お願いします。

79ページのさわやか行政事業、これはどんな事業でしょうか。

○秘書政策課長 こちらは、職員の接遇の向上を図って、市民の皆様立場に立った親切な行政とか、そういった対応ができるように、さわやか行政の推進委員会というものを設置しております。こちらは、下部組織としまして、さわやか行政研究会というものがございしますが、こちらはトップを主査級の職員で主に若手職員が中心で組織するものでございますけど、その年度ごとに組織をしまして、その年にどういったことをテーマに市民の皆様へのさわやかな行政ができるかということ議論して、そこで決まったことを全職員が取り組むという内容でございます。

○幅委員 ちなみに、平成27年度はどんなテーマというか、目標みたいなものが設定されているんでしょうか。

○秘書政策課長 今年度につきましては、まず名札と名前の位置のきちんとした確認ということで、まず名札が、今、職員は結構、胸ポケットよりも首からぶら下げている職員が多いんですが、そういった中で例えばカウンターなんかで対応しますと、だらんと下がっておりますと名前が見えないといったこともございますので、そこを意識してきちんと胸の位置につけるようにとか、あと市民の皆様と応対するときは、きちんと名前を名乗るとか、あと事務のきちんとしたことができますようにカウンターの整理整頓とか、そういったところで接遇の向上を図ろうということを目的に実施したものでございます。

○幅委員 わかりました。

次に、総合計画の策定とか公共施設の再配置計画の策定の事業についてなんですけれども、先ほど来の御意見の中にもあるんですけれども、ふと思うと、一体これはどこに訴求をするためにつくっているのかなあとか、さっきのパブコメのお話ではありませんけれども、地方創生総合戦略のパブコメも現在進行で、ちょこっと状況をお聞きしたりしたんですけれども、それほどというかほとんどリアクションがないような状態だと思うんですけれども、結局こういったものはつくらなきゃいけないから、我々から見るとすごいお金をかけてつくっているんですけれども、一体これは誰に発信したいのかな

と。もし市民の方に発信をしたいのであれば、総合戦略でも1,000万円かけてパブコメが恐らく数人の方ということは、果たしてどうなのかなあと。

今度の総合計画も、再配置計画も、これは主眼としてはどこに訴求をするというのが行政サイドと業者さん、コンサル、お互いにプロなので、ある程度わかったところでやられてしまうとは思いますが、果たしてそれが一体誰のための何のためにつくっているのかというのが、すこんと抜けているんじゃないのかなとふと思うことがあるんですけども、総合計画とか、特に公共施設の再配置というのは、具体化すると市民の方の日常生活に直結してくる、だから市民の方に大きな関心と最大の共感を持ってほしいと思うんですけども、それを得られるようなつくり込み方になるのかなあと思うんですけども、その辺のどこをターゲットにつくっていかうという、当然、挨拶文とかは、市民の皆様にと書いてあるんで、そうですよということだとは思いますが、実際問題、どこに訴求しようとしているのかというのを、お互いプロ同士がつくっている中で意識をして、ぜひつくっていただきたいなと思うんですけども、その辺はどのように思われるというか。所感でも結構なんですけど。

これから、これだと総合計画2,000万円、再配置計画でも1,500万円をかけてつくっていかれるということで、多額の予算を使って市民の方がほとんど見ないという状態のものであっていいのかということ、ぜひ意識をして市民の方に読んでいただけるような内容につくり込んでいただきたいなと思うんですけども、その辺、市民目線というのをどこまで反映したものにできそうなのかというのを、御認識をお伺いできたらと思うんですけど。

○秘書政策課長　　こういった例えば総合計画におきましては、市の最上位計画ということで、この計画にもたれて各種の個別計画がつくられているわけですが、当然行政も、これから行政を進めていく上にあって、こういったものを念頭に置いてやっていくかというバイブル的なものとして、こういった総合計画が位置づけられておると考えております。

それと、これを作成するに当たっては、当然行政側が自分たちのやりやすいような計画をつくるということではございませんので、江南市の市民の皆様がどういった江南市になってほしいか、そういった気持ちも十分取り入れ

る形での計画づくり、市と市民の皆様のご協働によってつくり上げていきたいなというふうに考えているところでございます。

したがいまして、市民お一人お一人にいろいろな意見があるとは思いますが、そういったのをあらゆる手段をもって取り入れたいなというふうには思っております。したがいまして、今度、平成28年度の早々には、市民の皆様約3,000人を抽出いたしましてアンケート調査等も行います。その後には、こういった総合計画をつくるに当たっては審議会を設けまして、有識者の方を初め市民公募の方とか各種団体の方とか入っていただきまして、それぞれの団体とかバックボーンに抱える課題を提供していただきまして一緒に考えていくと、そういったことを目指しておるものでございます。

あと、市民の方を対象に住民説明会とか、先ほどおっしゃいましたパブリックコメント、そういったいろいろな手段を使わせていただくことによりまして、意見を少しでもこの計画に反映できるようにと考えておるところでございます。

あと、公共施設の再配置につきましても、当然今ある公共施設をそのまま維持していこうとすれば、非常にお金がかかります。それをどうしていこうかということを経営と一緒に市民の皆様と考えていきたい。行政だけが、この施設は必要ないから壊すとか、そういうことではなくて、市民の皆様の実際どのように利用されていますかということも当然伺いますし、今後、人口も減っていく関係もございます。そういったことを踏まえながら、一緒になってそれぞれの施設の必要性等も十分議論させていただく中で、その結果として取り壊すという選択肢もあるとは思いますが、統廃合とかそういったところもあるとは思っております。その辺の議論をこれから一緒になって取り組んでいきたいと思っておりますので、決して市だけが独自につくっていくということではございませんので、よろしく申し上げます。

○幅委員　ぜひ市民の方の共感を得られるような内容にというか、それを意識してコンサルの方と進めていって、市民の方とディスカッションをぜひしていただきたいと思います。以上です。

○伊藤委員　3点だけお聞きしたいんですけども、まず81ページですね、福利厚生事業の中の職員健康診断委託事業ということで、今回、ストレスチ

ェックが入ったということで、これは労働安全衛生法に基づく法的根拠で行うものなのか、またストレスチェックの一応診断ということで、そのコストですね、大体1人幾らぐらいかかるものなのかということをお教えください。

○秘書政策課長 このストレスチェック制度は、労働安全衛生法の66条の10の規定に基づくもので実施をしなければいけません。これは、平成28年の12月までに行えというようなことで来ておりますので、江南市におきましては平成28年の9月から10月ぐらいをめどに実施する予定でございます。

あと単価としましては、実施の方法が今2種類で考えておりまして、例えば正職なんかはそれぞれにパソコンをお配りしておりますので、そういった中でパソコンを使ってウェブ利用の形でストレスチェックをやります。そういった場合は経費が安いものですから、700円程度できます。

あとそれ以外の例えば現業の方とか非常勤の方、そういった方につきましては、紙ベースでのストレスチェックを実施いたします。そうしますと少し経費がかかりまして、1,500円ぐらいかかりますので、そういったものの積み上げで、今回当初予算を計上させていただいておりますのでございます。

○伊藤委員 よくわかりました。

続きまして83ページですね、安全衛生管理事業の中の安全衛生事業ということで、今回、衛生管理者の受験の手数料等も入っているんですけども、現在、市役所で衛生管理者の資格を持った人間が大体何人ぐらいいるのか、あと実際、衛生管理者に任命されている人間は何人いるのかお聞きしたいんですけど。

○秘書政策課長 済みません、すぐ出てきませんので、また後ほど答弁のほうをさせていただきます。

○委員長 じゃあ、後ほどということで。

じゃあほかに。

○伊藤委員 あと1点だけ、インターンシップ事業ということであるんですけども、このインターンシップというと多分大学生を受け入れるということだとは思いますが、過去の実績を教えてくださいんですけど。

○秘書政策課長 今年度におきますインターンシップは、6名の方を受け入れております。平成26年度においては4名の方を受け入れております。

○伊藤委員　これは派遣する部署というか、経験していただく部署というのは決まっているものなんですか。

○秘書政策課長　学生さんの希望をお聞きしまして、希望の課と、あと希望の時期を聞きます。その時期に対応する所管課が対応できるかどうかも含めまして確認をとりまして、そこでうまくマッチングできれば、その課でやっていただくと。それがかなわない場合は、第1希望から第3希望ぐらいまで聞いておりますので、第1希望がかなわない場合は第2希望とかいう形でやらせていただいております。

それと、先ほどの衛生管理者と衛生推進者のほうですけど、今年度、衛生管理者におきましては21人おります。衛生推進者においては20人でございます。おくれまして済みませんでした。

○伊藤委員　これって本庁とか保育園も入れて、出先の人数も入れてということですね。

○秘書政策課長　職員全ての中で、今申し上げた人数でございます。

○伊藤委員　わかりました。以上です。

○山委員　75ページから77ページにかけてですけれども、退職手当が77ページの上段のほうに掲載していますが、5億3,500万円余りということで、来年度の定年退職者がちょっと多くなるんですか。例年これぐらいでしたかね。

それとあわせて、臨時職員、非常勤の方というのは定数条例の範囲外ですので何人いるかちょっとわからないんですけれども、新年度は何人ぐらいの体制でスタートするのでしょうか。

○秘書政策課長　まずは、1つ目の退職者につきましては、平成28年度は、今のところ想定しているのは定年退職者のみでございますので、事務職で10人、消防職で5人、保育職で4人、保健職で1人、労務職はゼロです。合計いたしますと20人でございます。

○山委員　臨時・パートの非正規の職員については。

○秘書政策課長　非正規職員は、まだこの後、面接等をしているところもございまして、確定ではないんですが、おおむね700人をちょっと超えるぐらいかなとは思っております。

○山委員　主に臨時職員、あるいはパート職員ですかね、17条と22条でした

つけ、ありますよね。この人たちの人件費というのは、それぞれの部課にばらばらで計上されているんですか。ここに計上されている1億円というのは、どこに配置されるんですか。

○秘書政策課長　こちらに組んでおるところは産休・育休とか、急に繁忙ができて臨時職員が必要になったとか、そういったところの部分を人事のほうで見ているものでございまして、そのほかの通常の規定のパートさんとかにつきましても、各所管課におきます事務事業の中で予算を組んでおるところでございまして。

○山委員　それで、非常勤・非正規の方全体に関して言えることですが、総務省が平成21年に臨時・非常勤職員の任用についての通知を出して、おととしました改訂版を出して、処遇改善などについて取り組みをするように促しているんですけれども、そうした通知をどう受けとめてどう取り組んできたのか、これからどうしていくのかということをお尋ねしたいと思います。

○秘書政策課長　江南市におきましては、そういった通知をいただく以前から、休暇制度とか勤務条件とか、その辺につきましても国が指導するものは既にクリアしておるとは思っておりますので、今後はいかにそれ以上に充実していくかということになるかと考えております。

○山委員　あと、1つ、2つ伺いたいんですけれども、81ページの職員の福利厚生の問題ですけれども、先ほど防災安全課のところ、防災センターの3階の使用料について質問があったと思うんですけれども、たしかこの福利厚生の中で賃料も含まれていると思うんですけれども、だから事実上、職員組合の事務所とかスペースは無償で提供されているような形になると思うんですけれど、それでよろしかったでしょうか。

○秘書政策課長　今、防災センターにあります福利厚生室の利用におきましては、目的外使用という形をとっております使用料のほうを負担しておられるわけですが、組合が負担する部分についての9割相当分をこちらの厚生費のほうで市のほうから支給しておるところでございまして。

○山委員　それから、そのちょっと上のところにあります不当要求の対応の嘱託員で警察官のOBを充てていると思うんですけれども、新年度から1名増の2名体制になるというふうに向っておりますけれども、私たち議員は常

に常勤でないので市役所にいるわけでないし、市役所に来ても主に3階で仕事をする、勉強をするときが多いんですけれども、ふやすということは、それだけ不当要求に関しての問題が深刻化しているというか、改善してないということ、そういう認識でしょうか。

○秘書政策課長　　そういった不当要求とか、いわゆるクレーマーと呼ばれるような方でございますけど、最近はいろいろな部署におきまして、通常の話し合いではおさまらないような形で、職員に対して公衆の面前で罵声を浴びせるとか、ひどい場合ですと暴力を振るうこともございます。あと、刃物を出したこともございますので、当然そういったときには身の危険もございますので、警察に通報して逮捕していただいた例もございます。そういったことで、近年は非常に職員の身に危険を及ぼすような事案も随分起きておるものですから、1名ではなかなか目が行き届かないということもございまして、1名増員させていただいたということもございます。

○山委員　　職員の安全というか、そういったところにきちっと配慮していくのは当然ですけれども、警察官のOBで別に現職の警察官でないので、逮捕するわけでもないんですけれども、一般の皆さんの事務職の職員の方に対しては威圧的にやっても、このOBが出てきたらおさまるんですか。

○秘書政策課長　　警察官の現職時代にいろんな方と触れ合う中で、そういったノウハウもございますし、例えば法律にどこを超えれば違反するか、そういったことはよく御存じでございますので、例えばどういう言葉を、言葉も法律にひっかかる言葉とひっかからない言葉がございまして、こういう言葉を言ったら110番通報するんだよとか、そういったことも教えていただけますし、もしそういった言葉をこの方がお聞きすれば、すぐ110番通報していただけますので、その辺の基準とか判断が、罵声を浴びせられる中で、職員は思考回路も随分危うくなっておりますので、そういったときに一步引いて冷静に対応していただけるこういった方がお見えになると、非常に職員も心強く感じておりますので、必要かというふうに思っております。

○山委員　　わかりました。

○森委員　　安全衛生事業でB型肝炎ワクチンなどの接種、これは法律で義務づけられているわけですけど、ことしもインフルエンザが流行して、かなり

の職員が休んだということを聞いているんですけど、特に窓口対応だとかそういうところ、あるいは保育士さんだとか、できれば全職員ですけどね、実際には、そのワクチン接種というのが、この間ちょっと聞いたら、職員の共済のほうからも、自分がやれば若干の補助、助成があるということなんですけど、職員は率先してワクチン接種をするようにしていくことが大事だと思うんですけど、現在の共済のほうから出る制度と、もし全職員対応で市のほうから例えば1,000円でも補助する、そんなことができないかどうかと思うんですけど、どうでしょう。

○秘書政策課長　現在は、今、委員がおっしゃったとおり、共済組合のほうでインフルエンザの接種につきまして1回当たり1,000円の補助をさせていただいておるところでございます。それに上乘せして市のほうで助成をするという考えはございません。健康管理の方法は、予防接種もいろいろ議論があるところだとは思いますが、それをすれば必ずいいというわけでもございませんし、ふだんの別のことで健康管理している職員もおりますので、そういった総合的な管理の中で、こういった病気に備えるようにはしていただきたいなと思っておりますので、その手段の一つとして予防接種はある意味有効かなとも思っておりますが、その部分に対しての今のところ市としての助成については考えていないという状況でございます。

○森委員　何人ぐらい休んだかわかりますか、インフルエンザ。今回。

○秘書政策課長　まだ集計はしておりませんので。ただ、例年よりは多いということは聞いておりますが、具体的な人数までは把握していません。

○森委員　窓口などでの対応だとかそういうのは、自分は注意していても、どうしても相手がそういう菌を持っていれば防ぎようがないわけですから、一応の防御策をとる必要があるし、保育園だとか学校だとかそういうところは、子供たちからもらっちゃうということがあるわけだけれども、逆に保育士さんから子供たちにうつすというようなことがあってはいけないので、積極的にワクチン接種をするように働きかけは必要だというふうに思うんですけど。そのためには、若干でも助成するから行ってきてくださいという、そういうことが必要だと思うわけですけど、その辺のところは、前からも言ってきたことなんですけど、ぜひまた検討していただきたいと思えます。

それともう1点、これは一般質問のときにもあれしたんですけど、とにかく有給が非常に低いですから、健康管理ということからいけば積極的に、平均で5.8ですから、ゼロの人がかなりいるんじゃないかと。10日ぐらいとっている人と、それから1日、2日しかとれない人とあると思うんで、健康管理上は、そのための制度でありますから、ぜひそういうふうにしていただきたいと思うんですけど、これはお願いしておきます。

それでもう1つ、一般質問で気になったことは名刺ですけど、職員の。あれは自分で買うんですか、その300円の。あとは自分で印刷できますよね。別によそへ頼まなくても、今は名刺は自分で印刷はできるんですけど。職員の人というのは名刺は持つんですか持たないんですか、基本的に。

○秘書政策課長 名刺を持つことを義務づけとかはしておりませんが、全体的にいけますと、部長・課長クラスはいろいろな方とのおつき合いの中で、自分の名刺、名刺交換とかそういった場もございますので、部課長クラスであるとほとんどの職員、全てかもしれませんが、所持しておるとは思います。作成については全て個人でやっております。

○森委員 ですから、市役所の名刺をつくるのに自分でお金を出してつくるという、その感覚がよくわからなくて。あの一般質問を聞いていた人も、普通は会社が、仕事で使う名刺ですから、会社が用意するというのは当たり前のことで、それを何で江南市は自分で買ってつくらなきゃいけないの。そんなに大変なことじゃないんで、その辺のところは。ここに16万7,000円の予算が組んであるんですけど、これは市長とか、副市長とか、そういう部分ですよ。ページは85ページ。

○秘書政策課長 市長・副市長の名刺でございます。

○森委員 ですよ。ですので、部長さん、課長さんも含めて、それは高いとか安いとかの問題ではなくて、仕事をする以上は会社が用意するというのは当たり前のことで、だから台紙があるなら、それを必要な枚数だけ手渡ししていけばいいわけなので、ぜひ検討していただきたいと思います。

もう1点、この中でやっぱり気になるのが健康管理の問題で、休業している人の健康診断とか、あるいは相談ですとか、そういうのが、これも83ページですね、退職者等病状診断書料ですとか、退職者等病状確認面談料ですと

か、休職者等診断委託料ですとか、かなり出ているんですけど、今、何人休職している人がいて、それをなくすというのはちょっと語弊がありますが、できるだけ職員の皆さんが健康管理でやっていけるように、それこそ面談でそういうことをきちんと、カウンセリングがしっかりやれて復帰できるようにしていく必要があると思うんで、その辺のところを少しお聞かせいただきたいと思います。

- 秘書政策課長　今年度でございますけど、今おっしゃいましたようなメンタルを理由としました休職をした者が4人おります。現時点では1人でございます。あとの者については復職をしておるところでございます。

それでは対応につきましては、こういった職員は当然上司のほうもしっかりと面接とかしておりますし、あと産業医がおりますので、毎月1回の定期的な産業医との面談にも参加していただいておりますし、健康診断の委託しておる業者も年に数回、保健師を派遣していただくという制度もございますので、そういった中でいろいろ相談をしていただくとか、話をしていただくということで、少しでも緩和できるようにはしておるところでございます。

済みません、ちょっと訂正させていただきます。現在の休職者は2名でございます。

- 委員長　ほかに。

[挙手する者なし]

- 委員長　それでは、秘書政策課についてはこの程度でとどめおきたいと思っております。

続きまして、総務部行政経営課について審査してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 行政経営課長　それでは、行政経営課の所管の該当箇所を説明させていただきます。

一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に歳入でございますが、14ページ、15ページをお願いいたします。上段の2款地方譲与税、1項1目1節の地方揮発油譲与税から、次ページの16ページ、17ページ、10款1項1目1節の交通安全対策特別交付金までござ

います。

はねていただきまして、46ページ、47ページをお願いいたします。中段の15款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金で、説明欄の上から5つ目の行政経営課、江南市財政調整基金利子でございます。

次のページ、48ページ、49ページをお願いいたします。中段の17款繰入金、2項1目1節の基金繰入金で、説明欄の5つ目、行政経営課、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下段の18款1項1目繰越金、1節の前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、58ページ、59ページをお願いいたします。上段の20款1項市債、3目1節の臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、3目行政経営費の人件費等から88ページ、89ページの下段の決算関係調査事業まででございます。

大きくはねていただきまして、454ページから455ページをお願いいたします。下段の12款公債費と、はねていただきまして456ページ、457ページ、13款予備費でございます。

続きまして、別冊の平成28年度当初予算説明資料をお願いいたします。

7ページをお願いいたします。平成28年度一般会計当初予算一般財源調べでございます。2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金まで、少し飛びまして17款繰入金の財政調整基金繰入金、18款繰越金、最下段の20款市債でございます。

次の8ページは一般会計における公債費の状況が掲げてございます。

はねていただきまして、11ページの基金の状況では、上から3つ目の財政調整基金でございます。

はねていただきまして、16ページをお願いいたします。引き上げ分に係る地方消費税収の用途についてと、17ページ、都市計画税の用途についての説明資料でございます。

はねていただきまして、18ページには行政事業レビュー事業の説明資料がございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

○山委員　地方交付税についてまずお尋ねしたいんですが、先ほど今年度の一般会計補正予算（第5号）で、そのページを見ましたら、今年度の地方交付税はほぼ29億円で、新年度の当初予算案を見せていますと28億9,400万円ということですが、地方交付税は今後どう推移していくのか。そうふえることはないと思うんですけども、どういうふうに分析されているのかというのが1点と、あと関連しまして東さんが議案質疑でお尋ねされていたトップランナー方式の問題、地方財政計画の問題ですけれども、行革をしているかどうかということによって大きく算定に影響があるのではないかとということが懸念をされていますけれども、私は余り行革算定に踊らされてはいけないと思っているんですけども、この点どうお考えなのか、改めてお聞かせいただきたいと思えます。

○行政経営課長　まず、交付税の推移ですが、あくまでも基準財政収入額と基準財政需要額の差でございます。江南市におきましてはそれほど大きい影響はないだろうと見ております。むしろ国が今、交付税の財源確保ということで、地方法人税のほうに財源をシフトしているということで、臨時財政対策債については今後は減っていく見込みでありますので、国も健全化を図っているというふうに見ております。

トップランナー方式につきましては、御答弁もさせていただいておりますけれども、詳細はまだこちらで把握し切れずしております。項目は23事業の対象項目でございます。いろいろ行革とかを取り組んだ中身のものについては3年から5年をかけて順番に実施していくということですが、まだ来年度向けの詳細な情報が入っておりませんので、それ以上のことは今申し上げられません。ただ来年度の段階ではそれほど大きい影響はないだろうというふうには見ております。

○山委員　引き続きですけれども、歳入の関係で47ページですけれども、財政調整基金の利子が576万7,000円計上されておりますけれども、先日、鈴木委員長もマイナス金利の問題を質問されていましたが、そう大した

額ではないのかもしれませんが、今後そういうマイナス金利などもろもろの影響で、こういう利子や配当金が減ってくる可能性はあるかと思うんですけど、その点はどうお考えでしょうか。

○行政経営課長　運用につきましては会計管理者のほうが実施しておりますけれども、現在のところ、要は国債とか買っている分については特に問題ないだろうと見ております。ただ、新たにそういったもの、新しい国債を買って運用していこうという部分については、何らかの問題が出るんじゃないかというふうには考えております。

○山委員　今度は歳出について1点伺います。

予算案の記者会見を受けての新聞の記事を見ていまして行政事業レビューが一番大きく取り上げられていて、市長の思いも反映されているかと思うんですけども、検討委員会を設けて、そこで市民判定委員も交えて見直しをかけていくとか評価をしてもらうということでありまして、一昔前は事業仕分けがかなり注目されて、ちょっと主張は違う、似ている部分はあるんですけども、例えば構想日本ですとか、そういうことをやっている団体があるかと思うんですが、そういうところに委託をして、この事業レビューをやっていくかなあと思っていたんですけども、多分そうした検討はされているいろいろ考えた結果、この提案になっていると思うんですけど、その辺の経緯について説明いただけますでしょうか。

○行政経営課長　今の山委員さんおっしゃいました構想日本が事業仕分けを最初ある程度提案されて、全国的にやられているということでもあります。いろいろ私どもも、行政事業レビューを実施するに当たりまして、近隣の状況を確認しながらやらせていただきまして、愛知県下でも構想日本以外を使われる、学識経験者の方をお願いをしながらコーディネートしていただいて実施する自治体も多くございましたので、そこら辺もいろいろ情報を得ながら調整させていただいたとか、検討をした結果、構想日本を使うと実は非常に高いお金がかかってしまうということもございますので、そういった行政事業レビューとか事業仕分けに精通した方を今回コーディネーターとしてお願いしていこうと今考えております。

○山委員　最後に1つだけ、済みません。

この実施がことしの夏に文化会館でやるということですが、1日だけだと思えます。これだけの方を1日拘束して、これだけでもかなり大変だと思うんですけども、とりあえずまずことしはやってみると、さらに翌年以降はどうするかとか、そこまではまだ考えてないんですか。

○行政経営課長　　今回、行政事業レビューするに当たりまして、いろいろ市民の参加の方からアンケート等も考えておりまして、来年も実施していこうというふうには考えております。

○森委員　　今の行政事業レビュー事業ですけど、そうするとコーディネーターは特に、例えば大学の教授というような形でお願いをすると、どこかのコンサルの団体ということではなくてお願いをします。

○行政経営課長　　そのように今考えております。

○森委員　　それで、対象事業というのは今もう既に決まっているんですか。

○行政経営課長　　対象事業につきましては、検討委員会というのを設置しますので、そこでもんでいこうと思っております。それが4月から5月ぐらいにかけて実施していこうというふうには考えております。今、実質的に組織を立ち上げるものですから5月になろうかと思いますが、そこら辺で今検討していこうというふうにして、最終事業が一応6月ぐらいのめどで今考えております。

○森委員　　それで、その6人の検討委員会が設置をされて、実際に今度は事業についての検討というか、精査というか、意見を述べてもらうのが市民判定委員10人ということなんですか。それではなくて、10人プラス、この6人の方も入って一緒にやるということ。よくわからない。

○行政経営課長　　検討委員会の6人のうちの1人はコーディネーターということで、意見等は、司会とかそういったことでやられますので、外部評価委員の2名と市民評価委員の3名、あと市民判定委員の10名で議論をするというふうには考えております。

ごめんなさい、15名ですね。失礼しました。

○森委員　　事前にいろんな意見も聞くということなんですけど、その意見をどう受けとめるかということが大事というか問題というか。実際、市民という場合、本当にいろいろ市の行政や何かとか、そういうものにある程度精通

した方なのか、全くの素人の人だとかいう中で、非常に私は乱暴だなあという感じを受けるわけです。そういう人たちから、ぼっとやってこの事業がいか悪いかというようなことについてね。

だから、例えば生活保護だとか、そういうような事業などに対しては、いろんなさまざまな事情というのがあるんだけど、そういうものはある程度そういうことに精通した人じゃないとわからないわけですよ。何を対象にされるかわからないけれども、そういう中で意見は意見として出していただければいいかもしれないんだけど、それをどう市長が受けとめるかという点では非常に危険だなあというふうに思うんですけど、意見書が提出をされるわけだね。この意見書が提出されたものを市長はどういうふうに扱うんですか。

○行政経営課長　こちらの意見書が出てきたものについては、翌年度の予算のほうに反映していこうというふうには考えております。ただ、それが全て、先ほど森委員さんがおっしゃったように、全部廃止とかという話になるとまたいろいろ問題があると思うんですけども、そういったものを参考にしまして翌年度の予算のほうに反映していくというふうに考えております。

○森委員　地方消費税について伺いたいんですけど、一般財源分と、先ほども社会保障関連分ということで補正でも組んだんですけど、この割合というのは、さっき社会保障分については人口割で来ると、一般財源分は人口割と従業員割だとかいう話があったんですけど、実際には何割、比率ですよ、比率というのはどんなふうに来るんですか。今回は社会保障分が多いなという感じを受ける。

○行政経営課長　消費税の引き上げに伴いまして、以前は消費税率1%が地方分だったんですけど、それが1.7%に引き上げられました。0.7%分が社会保障財源分に充てられております。

○森委員　それともう1つは、法人市民税の減税による交付税の算定というのは、東さんが議案質疑のときも言っていたんですけど、実際の影響額というのはどういうふうに出てくるんですか。

○行政経営課長　地方法人税割が市町村分の税率が2.6%引き下げられたことに伴いまして、法人市民税の積算をしまして、前年と比較しまして平成28年度におきましては6,300万円の減額となっております。

○森委員　その6,300万円の減額分が交付税措置されるかどうかということですよ。その保証はどうなるの。

○行政経営課長　江南市は交付団体でございますので、交付税措置されるのか、あと法人事業税というものが新たに設置されてきますので、そのいずれかのどちらかで対応はしていただけるだろうと見ております。

○森委員　それは今のこの予算の中ではまだ反映されていないと。

○行政経営課長　済みません、法人事業税につきましては、法案は出ていると思うんですけど、来年度から措置されますので、その後になります。今回につきましては、交付税のほうで今措置されております。

○森委員　まだこれからだということ。

○伊藤委員　また先ほどの行政事業レビュー事業に戻ってしまって申しわけないんですけど、1点だけ確認したいことがございます。

江南市民文化会館で8月に実施ということで、非常に心配なのは、事務事業で予算ベースが今度、平成29年度になるんですよ。ということで、それに対しての行政事業に対して、選定事業はちょっとわからん部分があるんですけども、要は総事業費も含めた中で行政事業のレビューを一応検討していただくと。そうすると予算が高い安いという話にもなってくると思うんですけども、その辺の方向性に向けた今のレビューなのか、実際の事業費を含めた中のレビューなのか、その辺のところを最初にお聞きしたいんですけど。

○行政経営課長　まず、行政事業レビューでやっていただくには、今まで市役所内でいろいろ検討している経常的な事業もございまして、そういったものを違う切り口とか発想のもとに見直ししていただこうと考えておりますので、公開の場でやっていきたいというふうにしておりますので、予算をそのまま、これ幾らにするとかというような考え方ではございません。ただ、事業自体を縮小していったらどうかという話になれば、予算措置する中で縮小するなり拡大するなりというような考え方でおります。

○伊藤委員　8月にやって市長に意見書を提出して、そこで検討をされるということなんですけれども、実際、期間がちょっと短いような若干気がするんですけども、その辺のところはちょっと心配なところでございます。実

際、方向性の今の上向きか下向きという、あと平行線ということ、大まかなことの行政事業レビューだと今お聞きしたんですけれども、その辺のところもよくわからん部分がありまして、選定事業を何にするかによって大分変わってくると思うんですけれども、どうしても譲れない事業があって、そこでむちゃくちゃにされてしまうという部分があるものですから、そういう部分を避けた中の行政事業をピックアップするのか、その辺のところは不透明な部分があって、4月、5月に検討されるというんですけれども、その辺のところは心配ですので、その辺のところをよく検討していただいて、これから市民に検討していただいて方向性を決めていただくという事業を選定していただきたいということです。余りむちゃくちゃになるような事業を選定していただくとちょっと困るなど思っただけです。以上です。

○委員長　それでは、この程度に行政経営課についてはとどめおきたいと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

よろしいですか、そういうことで。

[挙手する者なし]

○委員長　それでは、続きまして税務課について審査を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長　それでは、税務課の所管につきまして該当箇所を説明させていただきますので、予算書の12ページ、13ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1款市税、1目市民税から、最下段の5項都市計画税までのうち、それぞれ1節の現年課税分でございます。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。12款使用料及び手数料、最下段の2項1目2節徴税手数料でございます。

はねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。19款諸収入でございますが、5項2目12節雑入のうち、55ページ説明欄の最下段、税務課分でございます。

次に、歳出について御説明いたしますので、大きくはねていただきまして128ページ、129ページをお願いいたします。下段の2款2項1目の税務費、

129ページの事業欄、人件費等から、はねていただきまして139ページの上段、税諸証明書交付事業まででございます。

恐れ入りますが、別冊の平成28年度当初予算説明資料をお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

6ページから7ページの上段にかけまして、一般財源調べとしまして市民税の個人から都市計画税までの市税の歳入内訳を掲載させていただいております。

また、17ページには都市計画税の用途について掲載させていただいております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○森委員　個人市民税が前年度に比べて1億4,000万円ほど伸びているんですけども、先ほどの補正予算の中で収納率が非常に伸びたということで、今回、前年に比べて高い収納率が設定をされているのかどうかということと、市民からいくと増税になっているかと思うんですけど、その辺のところはどうでしょうか。

○税務課長　平成28年度の現年度課税分についての収納率は98.62%で試算しております。

そして、市民にとって増税になっているかということで行きますと、税率等は変わっておりませんので、増税にはなっていないというふうに考えております。

○森委員　軽自動車税はことしからですよ。実際に2,960万円ぐらいふえてきているかなと思うんですが、この辺はどうでしょう。

○税務課長　軽自動車税につきましては、平成24年から平成27年度の平均の増減率を排気量ごとに分けまして算出しておりますので、それを平成27年度決算見込みの台数に乗じて算出して3,000万円の増ということでありましてけれども、先ほど委員さん言われましたように、税率のほうが変わってきますので、もう既に変わっている方も見えますけど、実際、影響があるのが平成28年度からの軽自動車税について増額をしております。

○森委員　これはすごいことで、今までだと1,000円と4,000円、7,200円ぐらいだったかな、2,000円がその間に入って、今回ですと、今までの人はそのままでいいわけですか。新車が対応になるんですか。

○税務課長　今まで所有してみえる方とか中古車を買われた方というのは、今までの旧の税率になります。

○森委員　中古車もいいの。

○税務課長　はい。新しく新車を購入された方が翌年度から課税される場合に新税率のほうで対応してくることになります。

あと重課ということで、13年所有して経過したものは税率のほうが高くなってきます。

○伊藤委員　1点だけ済みませんが。今回、税務費が上がった理由として、土地調査評価事業ということで委託料が上がったということで、3年継続費なんですけれども、平成28年度が異様に高いんですけれども、何か理由があるんでしょうか。

○税務課長　土地評価設定業務委託料についてでございますが、3年継続するというところで、第1年度は標準宅地の位置とか状況類似地区の区分を検討するというところでありまして、平成28年度、第2年度になりますと、標準宅地の現場調査とか、実際に路線の調査とかが入りますので、3年間の継続の中では高くなってくるものであります。

○伊藤委員　わかりました。この調査に入って高くなって、平成29年度はその後資料をつくるという、そういうような形でよろしいでしょうか。

○税務課長　そのとおりでございます。3年目の平成29年には、路線区分の見直しとか新路線単価の決定ということになってきますので、そのとおりでございます。

○委員長　よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　そうしましたら、税務課はこの程度にしておきます。

続きまして、収納課について審査をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○収納課長　それでは、収納課の所管につきまして該当箇所を説明させていただきますので、予算書をお願いいたします。

初めに歳入でございます。

一般会計予算書の12ページ、13ページをお願いいたします。1款市税、1項市民税、1目個人、2節滞納繰越分から、はねていただきまして14ページ、15ページの最上段、5項都市計画税、1目都市計画税、2節滞納繰越分まででございます。

続きまして、大きくはねていただきまして、42ページ、43ページをお願いいたします。上段、少し下でございますが、14款県支出金、3項1目1節の徴税費委託金でございます。

続きまして、48ページ、49ページをお願いいたします。下段の19款諸収入、1項1目1節延滞金でございます。

はねていただきまして、50ページ、51ページをお願いします。中段の5項1目1節滞納処分費及び下段の4節土地改良区費徴収交付金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を御説明させていただきます。

恐れ入りますが、138ページ、139ページをお願いします。中段の2款2項2目収納費、139ページの事業欄、人件費等から、143ページ下段の納税相談事業まででございます。

続きまして、別冊の平成28年度当初予算説明資料をお願いします。

一般財源調べといたしまして、6ページ上段の市民税滞納繰越分から7ページ上段の都市計画税滞納繰越分までの歳入内訳を掲載しております。

次に、7ページ下段の19節諸収入、滞納処分費でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

○幅委員　一般財源調べの中の100分の19.55とか、法人だと16とか、いろいろ百分率であらわした数字。これは、経年で比較すると上がっているんでしょうか、それとも横ばいなんですか。

○収納課長　収納率としては上がっております。

お待たせして済みません。滞繰り分の収納率でございますが、平成24年度が15.78、平成25年度が15.62、平成26年度におきましては18.08と上昇はしております。

- 幅委員 今、経年の数字を言っていた数字は19.55の部分ですか。
- 収納課長 市県民税の個人の滞繰り越し分だけに限定いたしますと、平成24年度が17.69%、対しまして平成26年度は19.56%の収納率になっております。先ほど申しましたのは、市民税から都市計画税までの全体の数字をあらわしております。申しわけございませんでした。
- 伊藤委員 1点だけ済みませんが、139ページの訪問徴収事業ということで、滞繰率がだんだんよくなってきたということなんですけれども、賃金の中で徴収員賃金として425万9,000円上がっているんですけれども、どなたが徴収員になられているか、大体内訳はわかりますか。
- 収納課長 徴収員は2名お願いしております、一般のパート職員として勤務していただいております。
- 伊藤委員 再任用じゃなくてパートさんということですか。
- 収納課長 パート職員を2名。
- 伊藤委員 2名分ということで、これは週に何回ぐらいというか。
- 収納課長 週5日間の勤務になっております。
- 伊藤委員 週5日間で2名で、その賃金ということですか。再任用ではなくてパートさんということですか。
- 収納課長 はい。
- 森委員 滞繰整理機構の負担金ということでありまして、50万円。143ページ。毎年、滞繰整理機構に職員を送って、そして研修というか、そういうことになるわけですが、平成28年度についてはどういう体制でいくんでしょうか。また新しい人を送ることになるんでしょうか。
- 収納課長 平成28年度も職員を1名派遣する予定はしております。
- 森委員 それは新しい人、交代、毎年新しい人が行くということですか。
- 収納課長 今までの経緯と同じく、1年ごとで交代ということで、新しい経験をさせるという意味でも、職員は毎年違う職員を派遣しております。
- 山委員 1点だけ伺います。

収納率を上げなければいけないということと、あと現役世代の人は忙しいということもあって、コンビニ収納が始まって数年たってすっかり定着をしているわけですが、この間、私も含めてほかの委員の方からも要望が出されているかと思うんですけれども、クレジット納税ですかね、それについての検討というのはしていただけないんですか。

○収納課長 現在のところ、クレジット収納に関しましては、まだ検討の段階には入っておりませんので、よろしく申し上げます。

○山委員 いろいろメリット・デメリットとか手数料とか問題があるかと思うんですけど、何がネックになりますか。

○収納課長 委員さんがおっしゃるとおり手数料と、あと受け入れるときのシステムの変更とかも必要になってくるのがネックになるかと思います。

納めていただく方法が変わるだけで収納率には反映されませんし、余分な経費がかかってくるというの。機会をふやすという意味では検討する余地はあるかと思うんですが、まだ近々にそこまでの研究は進めている状態ではありません。

○山委員 コンビニ収納も収納率を上げていくということと機会を拡大するということがあったと思うんですけど、コンビニ収納も、すっかり定着しているから比較しづらいかもしれませんが、余り役立ってない。そういうことじゃないですよ。

○収納課長 一番コンビニ収納のメリットとしては、24時間利用できるということで、日中お仕事をしてみえて納付機会がないという方にとっては便利な方法かとは思いますが、やはり経費がかかりますし、いつも答えているかとは思いますが、口座振替の申し込みをしていただくのが、期日も守れますし、手数料とかそういう関係でも一番有効な手段だと思いますので、できる限りPRの機会をふやして、封筒に印字してみるとか、そういう形で努力はしております。

○山委員 24時間いつでもということは確かにそうですけれども、そうであるんだったら、カードで納税するにしても、別に決まった期日に落ちるわけですし、仮に残高が不足していても、その分は別にカード会社がカバーするので役所のほうには一定額入ってくるわけですよ。ですから、確かに手数

料が高額だとかシステムの問題がというのはあると思うんですけど、カード納税が私は著しく劣っているというふうには思わないんですが、いかがですか。

○森委員　　ちょっといい、関連して。

たしかこの前聞いたとき、口座手数料が5円ぐらいで、コンビニ収納が15円ぐらいということだったと思うんですけど、間違っていたら訂正してください。それで、今の言うクレジットはどのぐらいかかるというふうに見ているんですか。試算されたことはあるんですか。

○収納課長　　申しわけございません、きょうはちょっと手持ち資料がございませんので、今ちょっとお話ができないんですが、一応検討するときには手数料の関係とかも調べてやっております。申しわけございません、きょうはちょっと手持ちがございません。

○委員長　　クレジットのあれに関する調べればすぐわかると思いますので、後ほどまたそのことについては御答弁していただきたいと思います。

○森委員　　いろんな機会をつくるということはいいいことだで。

○委員長　　じゃあ続き、山委員さんのほうで。

○山委員　　これ以上細かいデータは今お持ちでないということでしたから、カードの場合の手数料の試算ですとか、いろんなメリット・デメリットとかがまたわかりましたら、今すぐでなくてもいいですので、またこの開会中にお知らせいただければと思いますので、この程度にとどめさせていただきます。

○総務部長　　今、山委員、それから森委員からもいろいろ御指摘いただいております、確かに口座振替が私どもにとって一番確実に一番経費が安いには決まっています。でもやっぱり時代のニーズで、若者が24時間いつでも振り込めること、いろんなことがあってコンビニ収納を始めました。ただ、始めてみると、そうでない一般の方も利用されて、手数料が高くついていることは間違いございません。こういったことはあるんですが、これも時代でございます。

それから、山委員がおっしゃられたクレジット、これも随分前から議論されてきて、もう既にそういったことを導入しているところもあると聞いてい

ます。ですから、このまま私どももやらないということを断言するものでは  
ございません。他市町の状況とかこれから見据えて、時代に合わせた納税方  
法を検討していく必要があると思います。

確かに昔調べたことがあるので数字は持っておるようではございますけれども、今す  
ぐ出ないことは大変恐縮ではございますけれども、これからなるべくそういう広い目線  
で見てまいりますので、お願いしたいと思います。

○山委員 お願いします。

○委員長 ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃあ、収納課につきましてはこの程度にとどめおきたいと思  
いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続いて、総務課について進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願  
いいたします。

じゃあ、当局からの補足説明がございましたら、よろしくお願  
いいたします。

○総務課長 総務課が所管する当該箇所につきまして御説明申し上げますの  
で、予算書をお願いします。

初めに歳入について申し上げます。

18ページ、19ページをお願いします。12款使用料及び手数料、1項使用料、  
1目総務使用料、1節総務管理使用料、説明欄の総務課分でございます。

はねていただきまして、30ページ、31ページをお願いします。中段、13款  
国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助  
金、説明欄の社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

はねていただきまして、32ページ、33ページをお願いいたします。下段、  
3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金、説明欄の自衛官募  
集事務費委託金でございます。

はねていただきまして、42ページ、43ページをお願いいたします。中段、  
14款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金、その下、  
4節統計調査費委託金でございます。

44ページ、45ページをお願いいたします。中段、4項県交付金、5目市町

村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

次に、その下の15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、説明欄の土地貸付収入でございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。上段、2節使用料及び賃借料、説明欄の本庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に中段、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節建物売払収入及び2節土地売払収入でございます。

次に、その下の2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

はねていただきまして、50ページ、51ページをお願いいたします。下段、19款諸収入、5項雑入、2目雑入、3節土地改良区総代会総代総選挙費委託金、説明欄の昭和用排水土地改良区総代会総代総選挙費委託金から江南市土地改良区総代会総代総選挙費委託金でございます。

52ページ、53ページをお願いいたします。下段、11節電話料収入、説明欄の総務課分、電話使用料でございます。

はねていただきまして、56ページ、57ページをお願いいたします。上段、12節雑入、説明欄の総務課分、情報システム等使用料から有料広告掲載料まででございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について申し上げます。

90ページ、91ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、4目行政事務費、説明欄の人件費等から、はねていただきまして102ページ、103ページ下段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

はねていただきまして、150ページ、151ページをお願いいたします。中段の4項選挙費、1目選挙費でございます。説明欄の選挙管理委員会事業から、152ページ、153ページの選挙管理執行事業で、154ページ、155ページまで掲げております。

156ページ、157ページをお願いいたします。5項統計調査費、1目統計調査費、説明欄の統計調査事業でございます。

最後に、454ページ、455ページをお願いいたします。上段、11款災害復旧費、1項災害復旧費、1目庁舎等施設災害復旧費、説明欄の災害復旧事業で

ございます。

以上が総務課の所管する部分でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

- 委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。
- 幅委員　先ほどお聞きしました97ページの市民総合賠償補償保険事業について、概要を教えてください。
- 総務課長　こちらのほうの保険ですが、市が所有・使用・管理する施設の瑕疵及び市の業務遂行上起こり得ました事故に対しまして、損害賠償をお支払いしていくものでございます。
- 稲山委員　公用車の管理事業の、今回、車を買うお金662万4,000円で備品購入費で入っていますけれど、103ページ。これほどこの課が使うやつがちよっとわかりませんが、使用目的はどんな車でありますでしょうか。
- 総務課長　公用車につきましては、平成27年度より総務課のほうで一括管理しております。現在、総務課のほうでは39台公用車の管理をしておりまして、そのうちの6台を買いかえていく予定でございます。
- 稲山委員　6台ということでありまして、計算すると110万円ぐらいかな、1台。そうすると、前も言っておりましたけど、なるだけ兼用にしたいほうがいいと、いろいろな面を考えてということで提案させていただいたこともあるんですけど、金額を見ると多分そうであると予測はできますけれど、その点いかがですかね。
- 総務課長　具体的に申し上げますと、軽のワンボックスを4台、それから軽トラックを1台、もう1台が乗用のワンボックスを考えております。
- 稲山委員　それで管理を総務課で一括管理するということでありまして、今までの車を見ると全て、税務課だとか、建築課だとか、いろいろその課の名前が入っておりますけれど、今回はそういった名前というか、総務課なら総務課というか江南市だけの名前だけ入れるのか、その点はどうなっておりますか。
- 総務課長　まだ検討段階ですが、課名は入れずに江南市だけというふうで考えております。

○稲山委員 わかりました。

○森委員 その公用車で関連なんですけど、福祉バスとか、それからもう1つ、29人乗りのね、市民に貸し出すと言ったら変ですけど、市民の団体だとか、あるいは小学生なんかの施設見学だとか、そういうことに使われていると思うんですよ。必ず職員が添乗しなきゃいけないことになっているのね。前、2回ぐらい、一般質問でも取り上げたことあるし、この委員会なんかでも言ったことがあるんですけど、非常にもったいないんですよ。本当にただ乗っていただけだから、一緒に。

例えば小学校の施設見学ということであれば、必ず先生と一緒にいけるわけなので、それに任せればいいと思うんですよね。例えば老人クラブだとかいろんな団体が行く場合でも、そこに責任者は当然いるわけですので、任せればいいと思うんですよね。とにかく職員が減って大変だ大変だと言っているときに、1日それにどこかの課の誰かがついていかなきゃいけないということがあるんですね。だから、それをぜひ検討してほしいと思うし、もう1つは、一緒に行くんだったら、行くんだったらただ行くんじゃなくて、ちゃんと江南市のPRをしっかりとやると。環境課なら環境の例えばごみ減量だとかね。

福祉バスですけど、あれが使えないらしいんですよ、DVDなんかを流して、高齢者にしろ、福祉課にしろ、行くときにそういうものを、市の宣伝やら、それぞれのテーマに沿った市の取り組みがあるわけですから、それをぜひ皆さんに知っていただきたいぐらいの道中やればいいと思うんですけど、一切そういうこともなくてただついていだけ。これぐらいもったいない話ではなくて、ぜひそれは検討していただきたい。

それで、DVDは見られないんですかね、あの福祉バス。そうすれば市のコマーシャル、せつかく職員がつくっているああいうコマーシャルだとか、こんなイベントがあるんだと、それだけでもいいと思うんですけど。

○総務課長 今おっしゃられますように、福祉バス、マイクロバスにつきましては、市の事務に利用するとき、市の主催・共催事業のときに貸し出しをしております。引率責任者として必ず市の職員が1名原則としては添乗していくようお願いしております。昨年度もあったんですけど、実際に事故等

がございまして車が動かなくなってしまったということも、今年度秋ごろありまして、そういったときの対処等もございしますので、職員が随行して、その辺をしっかりと対処していなければいけないと思いますので、今後については検討も必要なのかもしれませんが、原則は添乗を必要と考えております。

福祉バスのほうには、一応DVDのほうは見ることは可能のようでございます。ただ、走行中とか安全面を考えまして、今現在は放映のほうはしていないような状況でございます。

○森委員 やれるんだ。

○総務課長 福祉バスは見える状況であるようです。

○森委員 今、後ろでも、隣でもありましたけど、運転手が後ろを見て走るわけじゃないので、そういう意味ではプロの運転手が行くわけですから、私は本当にもったいないと思うんですよ。江南市のいろいろな事業だとか、それぞれの課のせっかく取り組みをしていることを行った人に、せめて行きの何分間ね、そのぐらいのことはやったら、ただ名前を言って挨拶しただけではもったいないと思いますので、よろしくお願いします。

それから、本会議のときに質疑があったPHSの件ですけど、部長・課長で、あとは各課が持つとということなんですが、私はこれはこの間の説明どおりでいいと思うんですけど、部長さんや課長さんたちが自分の携帯を使ってかなりいろいろ、業務用に使って連絡をされているんじゃないのかなあと思うんです。さっきの名刺の話じゃないけど、仕事用は仕事用で、そういうふうに市の公務で使うようにしないとまずいと思うんですけど、どうですか。

○総務課長 今、携帯用の電話なんですが、幹部職員、あと議事課、秘書グループ等にですが携帯電話のほうを貸与しています。そちらのほうにつきましては、来年度解約いたしまして、なくす方針でございます。それにかわりまして携帯型PHS電話のほうをまず来年度は試行でありますので、各課ではなく利用頻度の高い課ですね、そういったところに22台導入していく予定でおります。

○森委員 そうすると、結局ますます、これはこれとして、個人の携帯でいろいろな連絡をとったり何かするということになるんじゃないかと思うんですけど、それはなしというふうに見ていいですか。

○総務部長　　今、森委員の御指摘ですけど、実際私たちこの3年間使ってまいりました。その結果、今のやり方ですと、どうしても私たちも自分のスマートフォンと市からの貸与される携帯を2つ持つことの煩わしさ、それから使い勝手の悪さというものがあって、実際、これを上手に使い分けてしっかりとした幹部はもしかしたらいないのかもしれませんが、こんな状態だったもんですから、一旦はこれを引っ込めて今の新しい形にさせていただきますが、今、森委員がおっしゃるように、要は私的なスマートフォン、携帯を使って公の仕事に使うということは必ずしも適切ではないと思っていますので、もう少しこのやり方をしっかり検討して今後対応していかなきゃいかんと思っていますので、一旦はこの形にしますけれども、引き続き問題点としては認識してこれから取り組んでいきますので、お願いしたいと思います。

○伊藤委員　　1点だけ済みません。91ページの顧問弁護士活用事業という中で77万8,000円が予算計上されております。これは、私もよくわからないので申しわけないんですけれども、年間契約で77万8,000円なのか、1件幾らにつき何件分を計上してあるものなのか、あと弁護士に対して、どういった弁護士さんを選定するというか、毎年同じ弁護士さんを選定すると思うんですけれども、その辺のところの選定理由というか、その辺のところを教えてくださいんですけど。

○総務課長　　まず、金額につきましては月額6万4,800円。

あと弁護士さんのほうですが、こちらのほうの事業は平成23年度から行っておりまして、最初の方に愛知県弁護士会から紹介された弁護士の方と法律相談の契約を交わしております。そのときからずっと今は同じ方をお願いしております。

○伊藤委員　　平成23年からずっと同じ方ということでもいいでしょうか。

○総務課長　　そのとおりでございます。

○山委員　　時間も押していますので手短かに。

93ページですけれども、前に1回、一般質問で取り上げたことがあるんですけど、自衛官募集事業ですけれども、これは法定受託事務ですかね、たしか。法的に根拠があるというふうにされているのでいたし方ないと思うんですが、こういう時代ですので、極めて抑制的であってほしいという要望が1

点と、その下の基地周辺の対策の協議会ですが、これは犬山市と江南市、扶桑町、大口町で構成されていると思うんですね。岐阜のほうはまた岐阜のほうでやっているかと思うんですけれども、基地対策で騒音の問題ですとか、あるいは国から補助金をもらうときの会だと思うんですけれども、ちょうどこの時期、13日ですか日曜日、小牧基地の航空祭に関連して、小牧市、春日井市、豊山町の地元の自治体のほうからブルーインパルスの飛行に対して厳しい意見ですね、反対の意見が上がっていますが、岐阜基地でもブルーインパルス、毎年じゃないですけれども、やっていると思うんですが、それについてはこの協議会として、あるいは江南市としてどう対応されてきたのかということをお願いしたいんですけど。江南市の上空をテスト飛行とかで飛んだことがあると思うんですね。

○総務課長　ブルーインパルスにつきましては、2年か3年ぐらい前になるかと思うんですが、岐阜基地のほうに一度来ておるかと思えます。今年度の状況ですと、まだそのような、今年度来るかどうかというお話は岐阜基地のほうからは聞いておりません。

それで、そのとき、2年、3年前のときにつきましては、実際の岐阜県側のほうの連絡協議会のほうからは岐阜基地のほうにブルーインパルスに対しての要望は出してあったかと思われるんですけど、実際、江南市が所属しております協議会のほうからはブルーインパルスについては、騒音とか、そういった要望はいたしておりますが、ブルーインパルスに対しての飛行についての要望については出してない状況でございます。

○山委員　私としては、こうしたことはできればやってほしくない、やめていただきたいということを強く申し上げておきますが、これ以上議論してもかみ合わない部分もあるかもしれませんのでこの程度にとどめますが、あと別件で、一般質問でもありましたが、関連してですが、95ページの入札、契約のところですが、公契約条例ですわね、愛知県で制定の動きがあるとか、全国的にも幾つか出てきているということですので、前向きに取り組んでいただきたいという要望をさせていただきます。

あと最後1点、最後の150ページからの選挙の関係のところですけど、参議院選挙もありますし、衆議院選挙もあるかもしれないとか言われておりま

すけれども、前、これは私、一般質問の際に要望させていただいたんですけれども、今回から18歳から選挙権で、若者、18歳、19歳が投票する権利を得られたということで、選管のほうも出前トークだとか、いろんな啓発で忙しいかと思うんですけれども、若いうちから政治の問題にかかわっていくということは非常にいいことだと思いますので、例えばこの選挙の事務ですね、臨時職員を雇ったり何かいろんな、季節労働じゃないですけど、どうしても必要な仕事が出てくる、短期間の仕事は出てくると思いますので、そういうところに若い方、学生の方をぜひ採用していただけないかということをお私は思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○総務課長 選挙事務におきましては、何年か前までは江南女子短期大学の学生さんに当日の投票事務等もお願いしておったような経緯もあると思うんですが、それが今現在やられておらない状況でありますので、その辺の経緯も含めまして検討はしていきたいと思います。

○山委員 せっかく包括連携協定も結んでいますし、江南短大だけでなく、江南市に住んでいる大学生、地元の大学生というのは一定数いるかと思えますし、こういうことに一回でもかかると自治体に対しての興味も増してくるかと思えますので、ぜひ前向きに御検討ください。よろしくお願いたします。

○森委員 ちょっと関連でいい。

きょう、たまたま犬山市が小学生を対象に模擬選挙をやった。それは犬山市の選管の職員が出て行ってという報道があったんですけど、中学生、高校生に対してはぜひ積極的にそういう働きかけをやっていただきたいと思えます。

○総務課長 そちらの模擬投票につきましては、今年度、江南市におきましても、主催は愛知県になりますが古知野高校で、あと江南市のほうで古知野北小学校、古知野西小学校、宮田中学校のほう、計4校で行っております。

○森委員 ことし。

○総務課長 はい、今年度。

○森委員 新年度は予定はありますか。

○総務課長 こちらにつきましては、各学校のほうに募集をかけまして、学

校側のほうから要望がありましたら実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長 済みません、先ほどのDVDのほうですけど、事前に前もって言うだけであれば使用は可能でありますので、よろしくお願いいたします。

○森委員 わかりました。

○福田委員 山委員のほうからブルーインパルスはなるべくなら来んようにしてくれという要望があったんですけど、私はそんなやめてくれというようなことは言うべきではない。騒音とかそういうことはありますけど、1年に1回ぐらいは我慢しろと。その言い方は悪いですけど、本当に期待しておる人がいっぱいおるもんですから。

○森委員 しかし、これだけ民家が密集したところでやるというのは極めて危険。うちなんか真上を通るから。

○山委員 これは当局側にお尋ねしたり答弁を求めることじゃないんですけど、自衛隊に対して私は、かねがね厳しい立場で今まで何度か当局に対しても質問したこともありますけれども、別に自衛隊の存在を否定しているとかそういうことではないんですが、昨年、私たちが言うところの戦争法、安全保障関連法制が強行に成立させられたという中で、自衛隊の性格というものが従来と変わってきているわけで、募集事業でもそうですけれども、自衛隊が対外的に国民や市民の皆さんにアピールしていくという方法についても考え直してもらわなきゃいけないと思いますし、防衛省自身にも、自衛隊に対しての私たちの見方、考え方というのも大きく揺れ動いている時期でありますので、そうした多様な意見があるということを踏まえて慎重に対応していただきたいなと思っております。

○委員長 総務課についてはこの程度にとどめおきたいと思いますが、よろしいでございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑の途中ではありますが、本日の委員会はこの程度にとどめおきまして、あす、小牧市の尾張中北消防指令センターを見に行きまして、おおむね10時半には帰ってきたいと思っておりますので、ただ多少、目標ですので、11時ぐらいになるかもしれませんけれども、帰ってきてからまた委員

会を開きたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○総務部長　　こんな終わり際に恐縮ですけど、先ほど収納課の保留になっておりました手数料のほうがかかったそうなので、今、数秒で発表させますので御報告します。お願ひします。

○収納課長　　終わりがけに申しわけございませぬ。先ほどの答弁でクレジット関係ですが、調べたものがわかりましたので御報告させていただきたいと思ひます。

平成26年の調べでございませぬが、愛知県内でクレジット収納を始めておりますのが、大府市が軽自動車税、知立市が市県民税と固定資産税、軽自動車税と国保税、愛知県は自動車税を実施している状態でございます。

江南市のシステムの対応状態といたしましては、ヤフーの公金決済サービスを利用し、ヤフーがクレジットカード払いの収納代行を行うという形で調べてみたんですが、まずシステム改修に約500万円の費用がかかります。それ以外に経常費用として毎月基本料が1万5,000円がかかります。収納金額の1%、例えば税額が1万円ですと100円という経費がかかってまいります。今現在、ゆうちょ銀行は経費としては税込みの10円がかかっております。口座振替は1件10.8円の経費がかかっておりますが、それと比較すると格段の経費がかかるという形になりまして、住民サービスの一環としては納付方法として選択肢がふえるということはあるんですが、今の状態だとデメリットのほうが多いのかなと。収納率の向上は、要はコンビニ収納にかわるとしたら、口座振替からコンビニ収納にかわられるとか方法が変わるだけで、収納率の向上には余り影響がないのではないかと。また。費用の割に利用者の数は余りふえてこないだろうと。

そこら辺は私どもが考えるデメリットでありまして、市民の方がどれを選ばれるかは御自由でございませぬが。あともう1つ、カード会社のポイントがたまるということで、多少不公平感が出るのかなということも考慮しておきたいと思ひます。

今後、近隣の市町の導入状況も見まして、その頻度が高まってくれば、その時点で江南市のほうも対応を考えていきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

〔「コンビニは」と呼ぶ者あり〕

○収納課長 60.48円コンビニでは経費がかかっております。納付書1件当たりです。

○委員長 じゃあ、そういうことでよろしかったでしょうか。また不明な点がありましたら、あしたもございますので、そのときにつまびらかに聞いていただければと思います。個々に聞いていただいても結構かと思いますので。それでは、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後5時02分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

総務委員長 鈴木 貢